

## 令和7年第1回 飯塚市議会会議録第5号

令和7年3月4日（火曜日） 午前10時00分開議

### ○議事日程

日程第13日 3月4日（火曜日）

#### 第1 一般質問

#### 第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第 1号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）  
（ 総務委員会 ）
- 2 議案第 2号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）  
（ 経済建設委員会 ）
- 3 議案第 4号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算  
（ 協働環境委員会 ）
- 4 議案第 5号 令和7年度 飯塚市介護保険特別会計予算  
（ 福祉文教委員会 ）
- 5 議案第 6号 令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算  
（ 協働環境委員会 ）
- 6 議案第 7号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 7 議案第 8号 令和7年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 8 議案第 9号 令和7年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 9 議案第10号 令和7年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 10 議案第11号 令和7年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 11 議案第12号 令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 12 議案第13号 令和7年度 飯塚市水道事業会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 13 議案第14号 令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 14 議案第15号 令和7年度 飯塚市下水道事業会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 15 議案第16号 令和7年度 飯塚市立病院事業会計予算  
（ 経済建設委員会 ）
- 16 議案第17号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例  
（ 総務委員会 ）
- 17 議案第18号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

- ( 総務委員会 )
- 18 議案第 19 号 飯塚市不当要求行為等対策条例  
( 総務委員会 )
- 19 議案第 20 号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例  
( 総務委員会 )
- 20 議案第 21 号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
( 福祉文教委員会 )
- 21 議案第 22 号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業  
等に関する条例の一部を改正する条例  
( 総務委員会 )
- 22 議案第 23 号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
( 総務委員会 )
- 23 議案第 24 号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例  
( 総務委員会 )
- 24 議案第 25 号 飯塚市宿泊税交付金基金条例  
( 経済建設委員会 )
- 25 議案第 26 号 イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関す  
る条例  
( 福祉文教委員会 )
- 26 議案第 27 号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改  
正する条例  
( 福祉文教委員会 )
- 27 議案第 28 号 飯塚市こども審議会条例  
( 福祉文教委員会 )
- 28 議案第 29 号 こども・若者プラザいづか条例  
( 福祉文教委員会 )
- 29 議案第 30 号 飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例  
( 協働環境委員会 )
- 30 議案第 31 号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例  
( 福祉文教委員会 )
- 31 議案第 32 号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例  
( 協働環境委員会 )
- 32 議案第 33 号 飯塚市自転車駐車場条例の一部を改正する条例  
( 経済建設委員会 )
- 33 議案第 34 号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置  
に関する条例の一部を改正する条例  
( 経済建設委員会 )
- 34 議案第 35 号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例  
( 経済建設委員会 )
- 35 議案第 36 号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改  
正する条例  
( 総務委員会 )
- 36 議案第 37 号 契約の締結 (相田公営住宅 1 棟目建設工事)

- ( 経済建設委員会 )
- 37 議案第 38 号 財産の取得 (デスクトップパソコン一式)  
( 総務委員会 )
- 38 議案第 39 号 財産の取得 (ノートパソコン一式)  
( 総務委員会 )
- 39 議案第 40 号 土地の処分 (栗尾工業団地北側)  
( 経済建設委員会 )
- 40 議案第 41 号 土地の処分 (平恒地区工場適地)  
( 経済建設委員会 )
- 41 議案第 42 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について  
( 総務委員会 )
- 42 議案第 43 号 市道路線の認定  
( 経済建設委員会 )
- 43 議案第 44 号 専決処分の承認 (令和 6 年度 飯塚市一般会計補正予算 (第 8 号) )  
( 総務委員会 )
- 44 議案第 45 号 専決処分の承認 (令和 6 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正  
予算 (第 4 号) )  
( 経済建設委員会 )

第 3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第 69 号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
( 総務委員会 )

第 4 議員提出議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議員提出議案第 1 号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例  
( 協働環境委員会 )

第 5 請願の委員会付託

- 1 請願第 9 号 筑穂人權啓発センターの存続と充実に関する請願  
( 協働環境委員会 )
- 2 請願第 10 号 コミュニティセンター大規模改修 (空調設備・その 1) 工事の入札に係  
る調査のために百条委員会の設置を求める請願  
( 議会運営委員会 )
- 3 請願第 11 号 15 年間分の財政見通しについての請願  
( 総務委員会 )
- 4 請願第 12 号 新たなごみ処理施設の建設についての請願  
( 協働環境委員会 )

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長 (江口 徹)

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。15 番 永末雄大議員に  
発言を許します。15 番 永末雄大議員。

○15 番 (永末雄大)

いつか会の永末です。通告に従いまして、質問のほうをさせていただきます。どうぞよろしく

お願いします。

今回は「総合評価落札方式による入札について」ということで、質問のほうを通告させていただいております。まず最初に、制度の概要と導入までの経緯についてお聞きしたいと思うんですが、まず、この本市における公共工事の入札制度に関しましては、総務委員会での特別付託案件として継続的に審議がなされておまして、その際にも、執行部の皆様におかれましては常日頃からの多忙な業務の折、集中的な、継続的な調査に真摯にご協力いただいておりますので、まずもって、そちらに関しましては感謝申し上げたいと思っております。

また、執行部の皆様は、自らもよりよい入札制度を構築されようと、市民目線で鋭意努力されておると信じておるんですけども、この制度が導入されるに当たりまして、皆様方も御存じのことかと思うんですけども、市内の事業者の皆様からの制度見直しに関する陳情でありますとか、総合評価落札方式による入札をやめてほしいという旨の請願が令和3年9月の議会に出されまして、飯塚市議会としてもその請願を採択するというふうな過去の経緯もございますので、そういったことを踏まえまして、今回、私のほうからも行政の監視機関の一つとして、私なりの視点でも調査が必要だと考えまして、今回、質問をさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いします。

それでは、まず、総合評価落札方式の制度概要につきまして、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

総合評価落札方式とは、価格だけで評価する従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価することによって落札者を決定する方式でございます。この方式では、価格と品質の両方を評価することによって、総合的にすぐれた調達が可能になる制度となっております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

価格に加えてそれ以外の要素も含めて総合的に評価するというので、総合評価落札方式というふうには呼ばれているのかと思いますけども、それに対する概念としまして、価格だけで判断していくというふうな方式があるかと思います。

それでは、飯塚市の総合評価落札方式の導入までの経緯につきましてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

まず、我が国全体の状況といたしまして、公共工事において、従来では価格のみによる競争が中心でしたが、国や地方公共団体の財政状況が厳しく、公共投資が減少する中で、価格競争が激化するに伴い、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下の懸念が顕著となる状況がございました。

このような背景を踏まえて、国は平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる「品確法」を施行。公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」という基本理念の下、総合評価落札方式の適用が公共工事の品質確保のための主要な取組として位置づけられ、全国的に導入されております。

本市におきましては、平成30年度から土木一式工事及び建築一式工事で設計金額が1億5千万円以上の工事を対象に総合評価落札方式の試行運用を開始し、現在に至っております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

今、経緯のほうをお尋ねしましたけども、最後に部長のほうからも答弁がありましたけども、現在は試行で、この制度は平成30年から取り入れられて、いまだに、もう7年ぐらいたっているかと思うんですけど、試行というふうな運用を取られているということですけども、この形は今後どのように変わっていくのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

通常、新しい制度を導入する際には、試行として運用、実施をしております。当初から明確に試行期間の期限を定めているわけではございませんが、現状として、年に一、二度しか案件がないため、検討・見直し事項の整理や他自治体の手法の調査研究などを行っていきながら、試行を継続して、よりよい制度の確立ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

今、部長から頂きました答弁から判断しますと、市としては本格導入するだけの実績がまだないために、まだ試行段階にあるというふうな整理をされているのかなというふうに理解いたしました。

あと一点、先ほどの答弁のほうにあった部分なんですけども、対象工事の金額の設定を土木と建築に関しまして1億5千万円以上の工事としてありますけども、この根拠につきましてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

総合評価落札方式は1億5千万円以上を対象としているものでございます。その理由といたしましては、議決案件であるものを対象とすることで運用を開始し、段階的にその金額を下げる方向で広げていきたいといった考えの中で進めておるものでございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

この点は議決案件ということでラインを設定しているというふうなことかと思うんですけど、今後、もう少しその辺りの検証はされるべきじゃないかなとは思いますが、今の部長の答弁の中に、金額を今1億5千万円以上となっておりますけども、その金額を段階的に下げる方向で進めるというふうな答弁があったかと思うんですけど、ここの部分に関しては今もそういったご認識をお持ちでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

当初、開始いたしました際には、総合評価方式の考え方に沿って、対象あるいは金額については拡大していくという方向で進めておりましたので、これにつきましては現時点においても考え方の変更はございません。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

下げていくという方向性を市としては持つておるけども、今はまだ試行段階であり、様々な他自治体の事例とかも研究しながら、タイミングを見ておるといふうな感じですかね、ご理解としては。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

今、質問議員が言われたとおりの考え方でございますが、一方で、建築の価格自体が導入時よりも随分と高騰しておたりするものがございますので、その辺も考えながら今後検討していくと。そういうことも含めた中で、今後、検討していくという考えでございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

その辺りは通告も含めていませんでしたので、今後、別の場で議論を深めていくべきかなとは考えます。

次に、国の総合評価落札方式の導入の理由ということを先ほど述べられたかと思うんですけども、それと同様に、本市においても国が制度を導入したのと同じような状況があったために市としても導入に踏み切ったのか、その点をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

総合評価落札方式の導入の効果の具体例といたしましては、発注者が最低制限価格を定めた場合に、価格のみの競争であれば、最低制限価格と同額でくじ引になるような状況も想定されるが、総合評価方式を導入することで、くじ引を防ぎ、よりよい業者を選定することができると、国土交通省作成の地方公共団体向け総合評価実施マニュアルに記載がなされているものでございます。

本市におきましても最低制限価格と同額でくじ引になる傾向がございますことから、国同様、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せという公共工事の品質低下に関する懸念があると捉えておったものでございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

今回、質問させていただくに当たって、打合せもさせていただいて、こういった答弁のほうもある程度の認識はしておったんですが、今の市としての見解として、最低制限価格によるくじ引となるということが、ちょっとニュアンスが違うかもしれませんけど、工事中の事故でありますとか、粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せという、品質につながるというふうな認識を持つ、その状況を踏まえて認識を持つておるのかなというふうには受け取れるんですけど、この部分は、その認識が正しいのかどうかというのは、今後、総務委員会なりで検証されるべきかなというふうには考えるんですが、そもそも最低制限価格というのは公共工事の品質が保たれる最低ラインというふうな形じゃないかなというふうには考えるべきじゃないかなと思いますので、最低制限価格によるくじ引になることが、例えば、先ほどの答弁からいきますと、それが工事中の事故でありますとか、粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せというふうなことに、それがつながるといふ認識は、市としての認識としてそれで正しいのかなというふうにも感じました。なので、ここは答弁があればさせていただいてもいいですけど、なければ、今後、しっかりと検討されなくてははいけないかなというふうには考えます。

次に、実施状況についてお聞きしますが、これまで飯塚市が行った総合評価落札方式による入

札の実施状況についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

平成30年度から総合評価落札方式を導入しておりますが、現在までに8件の建築一式工事の入札案件において実施をいたしております。平成30年度に立岩交流センター建設工事の1件、令和元年度に穂波庁舎大規模改修工事と鯉田交流センター建設工事の2件、令和2年度に飯塚市新体育館等建設工事と二瀬交流センター建設工事、筑穂保育園舎建設工事の3件、令和3年度に幸袋交流センター建設工事の1件、令和4年度に（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事の1件、以上8件をこれまで実施をいたしております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

答弁を頂きました。8件、今まで試行運用をされてきている実績を答弁していただきましたが、私のほうでも調べさせていただいたのですが、1件ずつ述べていきますが、立岩交流センターの建設工事につきましては、平成30年9月に入札が実施されまして、4者が応札され、税込みの落札額が3億5400万円というふうな形になっています。穂波庁舎の大規模改修工事につきましては、令和元年7月に入札を実施、応札者が5者、税込みの落札額が1億7700万円程度になっているかと思えます。鯉田交流センターの建設工事につきましては、令和2年1月に入札が実施され、応札者が8者、税込みの落札額が2億7500万円になっています。飯塚市の新体育館等建設工事につきましては、令和2年5月に入札が実施されまして、応札者が3者、この3者はJVですね。税込みの落札額が28億4500万円程度になっています。二瀬交流センターの建設工事につきましては、令和2年8月に入札が実施され、応札者が5者、これもJVになっています。税込みの落札額が約3億5千万円になっています。筑穂保育園舎建設工事につきましては、令和2年10月に入札が実施されて、応札者が3者、JV、税込みの落札額で3億1100万円になっています。年度変わりまして、幸袋交流センター建設工事は令和3年7月に入札が実施されまして、応札者が6者、税込みの落札額が3億3600万円。（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事につきましては、令和4年8月に入札が実施されまして、応札者が7者で、税込みでの落札額が5億600万円程度になっているかと思えます。

先ほど、最低制限価格での入札につきましては、工事中の事故でありますとか粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せという、公共工事の品質の低下に関する懸念があるというふうな答弁を頂きましたが、先ほど紹介しました8件の総合評価落札方式で実施されたものに関しましても、そのうち5件が、最低制限価格という表現ではございませんけれども、低入札調査基準価格での落札となっております。ほかの2件につきましても、ほぼ低入札調査基準価格と同額で、低額での落札となっておりますので、これは何を申し上げたいかといいますと、結局は総合評価落札方式を導入していても最低制限価格での落札と同じような状況が生じているというふうなことをまずご確認したいと思えます。ここも先ほどの総合評価落札方式を導入した理由という部分からいきますと、論理の矛盾といいますか、論理的に筋が通っているのかなというふうには感じますので、この部分を今後調査されるべき部分じゃないかなというふうには感じております。

それで、令和2年度の3件、飯塚市新体育館等建設工事、二瀬交流センター建設工事、筑穂保育園舎建設工事について見ますと、金額が3億円以上で、JV、すなわち共同企業体への発注となっているようですが、その一方で、令和4年度の（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事では、金額が5億円以上であるにもかかわらず、単体、1者での発注となっております。ホームページで、私は様々な条例でありますとか、規則、規定、要綱の類いをくまなく見させていただきましたけれども、どこにも「どこまでの工事がJVとなって」、「どこからの工事がJV

とならないのか」という基準を見つけることができませんでした。そこでお聞きするんですが、まず、JV、共同企業体での発注となる基準は何なのか。その発注はどのように決めておるのか。この2点につきましてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

1点目の共同企業体の発注の基準でございますが、飯塚市特定建設工事共同企業体運用基準にて定めております。対象となる工事における金額によって共同企業体への発注を判断いたしております。令和2年度時点では、建築一式工事のJVの基準額は3億円以上でございました。先ほどの3件はいずれも金額が3億円を上回っており、共同企業体での発注となっております。また、令和3年度から建設一式工事の基準額について、入札制度検討委員会において基準額を見直し、6億円に変更いたしております。このため、令和4年度の（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事は金額が3億円以上ですが、変更後の基準額である6億円を下回っておりますので、単体、1者での発注となっております。

次に、2点目の発注についてでございますが、共同企業体の構成要件やこれに参加する建設業者の条件等については、工事案件ごとに飯塚市工事請負等業者選考委員会にて審査をし、決定しておるところでございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

今の答弁であらかたどういった基準の基になっているのかというのは分かったんですが、今答弁されました飯塚市特定建設工事共同企業体運用基準、私は見つけることができなかつたんですけど、この基準というのは公開されておるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

これにつきましては市長が定めました内部運用基準でございまして、公示の形式は取っておらず、公表はいたしておりません。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

今回の通告の趣旨と離れますんで、この点についての答弁につきましては求めませんけども、令和2年度までは3億円だったんですね、JVの基準額が。ただ、それが令和3年度になり、急に倍の6億円に変更されました。その経緯なり、金額の根拠なりというのは、今後、しっかりと検証されるべきじゃなかろうかと考えております。

次に移ります。飯塚市の総合評価落札方式による入札を行う場合の事務手続の流れについてお伺いいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

総合評価落札方式における入札を行う場合の全体的な流れといたしましては、まず、執行伺、起案決裁を完了いたします。2つ目、業者選考委員会、参加要件等の審議を行います。3つ目、総合評価技術委員会、評価基準の意見聴取を行います。4つ目、業者選考委員会、評価基準の審議を行います。5つ目、工事の公告決定を行います。6つ目、工事の公告を行います。7つ目、参加申請受付、技術資料等の申請受付を行います。8つ目、技術資料等の審査を行います。9つ

目、総合評価技術委員会、技術評価点の意見聴取を行います。10番目に業者選考委員会、技術評価点の審議を行います。11番目に入札、12番目に仮契約となるといった流れとなっております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

かなり様々な過程がございます。大体、1から12番目ぐらいの過程があるというふうな答弁かと思うんですけど、結構な期間がかかってくるんじゃないかなと想像するんですけど、通常の入札の期間と比較しての答弁を求めます。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

期間は全体としておよそ4か月の期間となります。それぞれの事務手続の段階で要する日数につきましては様々でございますが、参加業者の要件や評価基準の決定と工事案件の告示までに約9週間を要し、業者からの参加申請受付から入札、仮契約までに約6週間を要します。通常の入札の事務手続に関する期間といたしましては三、四週間といったところでございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

比較して答弁を頂きましたけども、通常の入札と比較しまして、その期間だけでも大体4倍から5倍ぐらいの期間を要する制度なのかなということが分かったんですが、その期間だけではなく、それだけ期間がかかるということは、その間は通常の入札手続よりも相当に労働力、手間もかかっているということは容易に想像ができます。何度も何度も様々な委員会を開かれるようですし、相当にコンプライアンスなどの部分にも注意を払う必要があるでしょうから、このことは昨今の行財政改革、行政のスリム化という部分に関してもちょっと違った方向にあるんじゃないかなというふうには、私は認識いたします。

先ほどお示しいただいた総合評価落札方式の事務手続の流れの中で、私は特に着目したのが、2つの委員会の存在でございます。一つは総合評価技術委員会、もう一つは業者選考委員会、基本的な制度の立てつけとしまして、総合評価技術委員会からまず意見聴取を行いまして、その意見を参考にして業者選考委員会で決定していくというふうな流れが大枠で理解を、私はいたしておるんですけども、そういった認識で間違いはないでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

そのとおりで、そのように考えていただいて構いません。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

総合評価の評価基準を定める時は、業者の方から提出されました技術資料の審査につきましては、まずもって総合評価技術委員会で意見を伺うといいますか、そういった一つの段階を踏むということですけども、この委員会はどういった方で構成されている委員会でしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

総合評価技術委員会は、学識経験を有する者2人以内、市の職員11人以内で組織することと

いたしております。現在の構成員につきましては、学識経験を有する者として、国土交通省の職員の方と近畿大学の准教授のお二人、それから市の職員として、都市建設部長、都市建設部次長、契約課長、農業土木課長、土木管理課長、土木建設課長、建築課長、都市計画課長、上水道課長、下水道課長の10人、合わせて12人で構成をいたしております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

以前は、今答弁を頂きました総合評価技術委員会というのは、ある時点までは存在しなかったというふうに伺っておりますが、この委員会を設置した理由についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

先ほど来、質問議員からもお話がっておりますが、当市の総務委員会において入札制度について付託していただき、総合評価落札方式についても課題を検討していただいております。その中で、業者選考の評価について透明性、公平性の担保が課題であると捉えたところでございます。このようなことから、それを高めるための方策として、これまで飯塚市では総合評価競争入札における評価基準及び採点について内部で協議し、九州地方整備局による意見聴取を行った後に決定していたところを、内部委員会に加え、外部の有識者、学識者を選任することとし、委員会の構成を見直し、改めて令和3年4月に総合評価技術委員会として設置し、透明性と公平性の確保を図ったところでございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

総務委員会として、まず、業者選考の評価についての透明性と公平性の担保を求めるというのは当然のことかと思うんですが、私はちょっと疑問に感じるのは、総合評価技術委員会を設けたということが、今答弁を頂きました透明性と公平性の確保ということにつきまして、どうつながるのかということに疑問を感じるんですが、その部分はどのように捉えられていますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

その判断が公正で偏っていないといったことをもって公平性と申しておりますが、外部の委員を加えた組織を設置することで、施工計画、企業の技術力、配置予定技術者の技術力といった評価基準の策定並びに評価結果の妥当性に関する意見、指導、助言を頂くことから、透明性の確保と合わせ、公平性が高まると考えたところでございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

私の感覚からすると、透明性と公平性という部分の感覚と少し違いを感じます。この部分も今後、検証が要るんじゃないかなというふうには感じます。

もう一点お聞きします。この委員会につきましては公開はされておりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

総合評価技術委員会は非公開としております。公開はいたしておりません。会議内容については記録をいたしております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

会議内容については記録されているということですが、例えば、本会議でのやり取りのような形で、どなたが、こういった発言をされたというのが、事細かに記載されておるような、そういった形式での記録でしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

内容・結果の記録でございまして、本市議会における会議録といったようなものではございません。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

細かい部分ではあるんですけど、ことわざとして、「神は細部に宿る」といいますか、そういったことわざもございまして、私も長く議員のほうをしておりますけども、非常に小さな部分というのが大変に重要なことにつながっていくということを何度も経験しておりますので、この公開の部分でありますとか、記録の部分でありますとか、そういった部分につきましても今後何らかの形で検証等が必要じゃなかろうかとは考えております。

2つの委員会がございまして、総合評価技術委員会と業者選考委員会というのが2つございまして、この役割の違いについてお伺いいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

総合評価落札方式における業者選考委員会の役割といたしましては、飯塚市建築工事総合評価競争入札施行実施要領の第3条に定めがございまして、技術評価の項目、内容及び基準並びに配点といった、いわゆる落札者決定基準の審査と、技術評価項目ごとの得点、いわゆる技術評価点の審査を役割といたしております。

一方、総合評価技術委員会の役割は、飯塚市総合評価技術委員会要綱第2条に定めがあり、入札を厳正かつ公平に執り行うため設置したものであり、総合評価落札方式の評価項目、評価基準に関する事項及び総合評価落札方式に参加する申請者等により提出された技術資料審査結果に関する事項について意見を述べる役割となっております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

すみません、先ほど確認の内容と少し重なるかもしれませんが、もう一回お願いします。今の答弁でいきますと、評価基準や技術評価点の決定権というのは業者選考委員会のほうにありますが、判断の偏りをできるだけ排除するために、事前に意見を聴取するものとして総合評価技術委員会を設置しているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

今言われた役割も総合評価技術委員会の役割の一つでございまして。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

私が今申し上げた認識でいいというふうな答弁ですか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

その認識で構いません。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

飯塚市工事請負等業者選考委員会規程というのがホームページから見れたんですが、その中で確認しますと、業者選考委員会の委員構成というのは、委員長が久世副市長、副委員長が総務部長で、その他の委員というのが、都市建設部長、都市建設部次長、契約課長、農業土木課長、土木管理課長、土木建設課長、建築課長、都市計画課長、上水道課長及び下水道課長をもって充てられております。これは、久世副市長と総務部長以外は全て先ほどの総合評価技術委員会の学識経験者以外の委員構成と全く同じになっています。ともに委員会は12名で構成されておりまして、そのうち10名というのが全く同じ委員構成であるというふうな状況をなんですけど、先ほどのような、私が事前に確認した大枠の理解といたしますか、まず、決定権が業者選考委員会にありますけども、その判断の偏りをできるだけ排除するために、事前に意見を聴取するものとして総合評価技術委員会を設置しているというふうな理解でよいというふうなことだったんですけど、同じようなメンバーの方が固まっている委員会構成でその役割が担えるのかなというふうに考えるんですけど、その点につきまして答弁を頂けますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

総合評価技術委員会の役割につきましては、先ほど来、申しておりますように、技術的視点をもって総合評価方式の評価項目・評価基準に関する事項及び落札方式による申請者から提出された技術資料の審査に関する意見を頂くことになっておりますので、これにつきましては技術審査ができる能力を持った者で充てております。このことから、ここでの意見を受けて決定する場があります業者選考委員会との役割分担については、十分にできておるものというふうに評価しております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

すみません、業者選考委員会の委員長であられる副市長に関しましても同じようなご認識でよろしいですか。

○議長（江口 徹）

久世副市長。

○副市長（久世賢治）

総合評価技術委員会のほうにつきましては、ただいま総務部長が答弁しましたように、どうしても専門的知見が必要になってまいりますので、私はなかなかそういう知識等もございません。総務部長も失礼ながらそうなんでしょうね。そこで、業者から提案されます施工計画等について審査をしていただきますが、しかしながら、そこはあくまでも委員会でございます。外部の方も入っていただいておりますので、これにつきましては、先ほど質問議員からのご案内がありましたように、過去に請願が採択されましたけども、不透明さがあるということのご指摘もある中で外部委員の招聘になっておりますね。ここでそういった専門的知見を持った方々で審査をしてい

ただいた分を、最終決定権は業者選考委員会でありますので、そこに上げていただきます。確かに重複している委員が多くございますけれども、そこでもやはり専門的知見が必要になってまいります。しかしながら、その中に私と総務部長が入って審査しますので、私はそれで問題ないと考えております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

承知いたしました。この部分を私は少し認識が異なりますので、この部分に関して、先ほど申し上げました公平性、透明性という部分から確保ができていのかという検証は、別な形での検証が必要かなというふうには感じます。

総合評価落札方式による入札では評価基準を定められまして、その評価基準に基づいて審査を行うということですが、どのような評価基準なのか、概要をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

総合評価落札方式における評価基準につきましては、評価の分類といたしまして、施工計画、企業の技術力、配置予定技術者の技術力の3項目がございます。

まず1つ目の施工計画でございますが、これは品質の確認方法、管理方法等が適切であり、かつ工夫が見られるかを評価する項目と、施工上、配慮すべき事項及び対策が適切であり、かつ工夫が見られるかなどを評価する項目となっております。

2つ目の企業の技術力でございますが、これは過去に竣工した本市発注工事の成績、同種・類似工事の施工実績、企業に所属する技術員の人数や、地場企業の活用等の状況の評価する項目となっております。

3つ目の配置予定技術者の技術力でございますが、これは同種工事の成績評定、施工実績に加え、配置予定技術者の資格保有年数及び継続教育の取組状況の評価する項目となっております。

配点につきましては、施工計画が8点、企業の技術力が6点、配置予定技術者の技術力が6点の合計20点満点となっております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

今議会でも総合評価による入札案件というのが上程されておるわけですが、答弁を頂いた3項目、施工計画8点、企業の技術力6点、配置予定技術者の技術力6点、この3項目の合計20点の加算点を算出して、そこに100点の評価標準点を加えた点数を技術評価点として、その評価点を入札価格で割って求められるのが評価値とされております。その評価値が最も高い事業者が落札者となるというのが総合評価の流れでございますけれども、先ほど触れましたように、入札価格というのは、過去の事例を見ましても、基本的には低入札調査基準価格で横並びになる傾向がございます。どこでこの評価値に差が生じておるかといいますと、先ほどの3項目で算出される20点の加算点、ここで差が出ているというのが、現状、分析をしております。

そして、さらにこの3項目を細かく分析しますと、企業の技術力6点と配置予定技術者の技術力という2点につきましては、ほとんど客観的な指標で構成されておりまして、例えば、経営事項審査の結果通知書などの外部に公表されている資料などで、後で、事後的に、第三者的に検証することが比較的可能な項目で構成されております。公平性と透明性を証明するためには、事後的に、客観的に検証が可能ということが大変に重要かと考えるのですが、残りの1項目、施工計画8点、この部分に関しましては、この項目だけは各事業者がどのような提案を行って、それを、誰が、どのような基準の下で、どのような採点をしたのかということ、全く外から、また、事

後的に検証できないようになっております。私は、この点が陳情でありますとか請願を提出された事業者の方々が、この総合評価方式に対して異議を唱えている理由、不信感を持たれている部分の根幹じゃなかろうかというふうに考えるんですけども、この点につきましてはどのように考えますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

施工計画でございますが、これの採点基準につきましては、都度開催いたします工事ごとの総合評価技術委員会において事前に設定をいたしておりますので、これについては、それぞれの工事における必要な施工計画の参考となるべき計画については、総合評価技術委員会で事前に決定をしておき、それに基づいて評価をしておることが一つでございます。

また、参加しました企業様が提案される施工計画につきまして、それはそれぞれの企業のノウハウでもございますので、これについては事後の公表等はいたしておらない現状でございますが、ご自身の企業が出された施工計画についての採点でありますとか、評価、あるいは結果につきましては、それぞれの事業者フィードバックをいたしております、それぞれの事業者のほうで、評価、それから今後の改善がなされるといった取組を行うことで、総合評価落札方式における今後の展開を進めておるところでございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

そういった答弁になるかなというふうには思っておったんですけども、ここはかなり細かい部分でもありますので、こういった部分に関しても、今答弁された部分に関しまして、もう少し改善の余地がないのか、別の方法がないのか、そういった部分も含めて、今後、検討されるべき重要な部分じゃなかろうかなというふうには感じております。

次に、この施工計画の項目を誰が審査して、どのように審査されているかというふうな過程についても同じくらい重要であるかと考えております。この審査機関でありますとか、審査の過程というのが信頼性の高いものでありましたら、制度の信頼性そのものが高まるというふうな考えるんですけども、この点についても私は一点気になる点を見つけましたので、この場でお話しさせていただきます。先ほど部長から答弁を頂きました総合評価落札方式の事務手続の流れに戻りますけども、1番から12番までの事務手続の流れの中で、9番の総合評価技術委員会（技術評価点の意見聴取）という項目と、10番の業者選考委員会、技術評価点の審議という部分がございますけども、その一つ手前に、8番というところに技術資料等の審査という手続の段階がございます。これはどの機関が何の権限で審査をしているのかなというふうに見てとったんですけど、通告をしていませんので難しいかもしれませんが、もし答弁できましたら頂けますか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

今言われます技術資料等の審査につきましては、これは総合評価技術委員会における意見聴取、審査に先立ちまして、内部の技術職員をもって、いわゆる先ほど言われました客観的な評価項目における採点でありますとか、評価基準に基づく評価の審査でありましたものを行って、総合評価技術委員会へ提出をするといった作業でございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

非常に重要な部分ではないかなというふうに感じておりますので、今後、何らかの形の検証が

必要かなというふうに感じました。

時間もありませんので進みます。これまで飯塚市が総合評価落札方式による入札を実施してきた成果をどのように評価されておりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

これまで総合評価落札方式による入札で実施した8件の工事につきましてはいずれも良好な成績で工事が完了しておりますことから、総合評価落札方式による入札については工事の品質確保に有効であると考えておるところでございます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

今そういった評価をされていたようですが、今回、私が質問させていただく中で、幾つか私なりの見解でありますけれども、この方式に関する様々な疑問点、改善点なのか、改善できる部分なのか分かりませんが、というのを指摘を差し上げたつもりでございます。ですので、ぜひ、今後、そういった部分の細かい検証を何らかの形でされるべきじゃなかろうかというふうに、私は考えてはおるんですが、今の答弁を含めまして、これまで実施されてきました総合評価落札方式の成果を踏まえられまして、今後の方向性をどのように考えられておりますでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

総合評価落札方式における入札につきましては工事の品質確保等に有効であると考えております。今後とも国や県、他市の状況等を調査研究を継続してまいりながら、制度については維持をしていきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

最後にすみません、副市長のほうにお聞きして、質問を終わろうかと思うんですが、先ほど申し上げましたように、この制度は飯塚市としては評価をしておる、今後も一応していきたいというふうに考えておるということでございますけれども、最初に申し上げましたとおり、飯塚市議会としてはこの総合評価方式は議会として取りやめてほしいというふうな請願を議会として採択をいたしております。私も審査していきましても、いろいろな部分で制度の限界があるかと思うんですが、非常に不透明といいますか、分かりにくい部分、疑義を持ってしまう部分というのがございます。そういった部分を含めまして、やはり、飯塚市としては、私としてはこの総合評価方式を取りやめたほうがいいんじゃないかというふうには感じておるんですが、副市長として、業者選考委員会の委員長でもありますので、今後どう考えられておるのか、答弁を求めます。

○議長（江口 徹）

久世副市長。

○副市長（久世賢治）

総合評価落札方式、私も質問議員のご質問等も今拝聴しておる中で、確かにこの方式につきましては非常に期間がかかるというデメリットがございます。それと、先ほど総務部長も答弁しましたが、うちは簡易型の総合評価落札方式をやっている、いわゆる施工計画に8点というのを今つけているんですが、これがもっと複雑な総合評価になると、どうかすると1年ぐらいかかるような入札方式もある中で、そもそもこの入札方式を取り入れたのが、結局いつも最低制

限のくじ引になっているのはいかがなものかという議論がある中で、それをやめるためには予定価格と最低制限価格を隠すというのも一つの方法なのでしょう。しかしながら、これについてはやはり情報管理が非常に難しい中で、飯塚市としては、品確法にも基づいて、1億5千万円、高額の工事について、現在、試行的に総合評価方式を入れているところであります。

私が思うのは、今もご案内しましたように、うちのほうが簡易型でございますので、本当は、理想は、いわゆる施工計画とか客観的な指標は、これは皆さんが最終的には横並びになって、結果的には価格競争になったんだよというのが私は理想かなと思っているんですが、残念ながら、これを始めた当初はどうしても施行計画で結構かなりの差が開いていたのが事実でございます。こういった現状を把握できた中で、だんだんだんだん今その差が縮まってきていますので、今、私がご案内しましたように、品質の確保ができる、適正な価格の確保ができるという体制がだんだん今追求できているのかなと。

この入札方式というのは、まさにご質問で言われるように、どうしても不透明な部分、不透明という言い方が妥当かどうか分かりませんが、施工計画なんていうのは、当然、それぞれ企業のノウハウがありますので、これは完全に公開するわけにはいきません。よって、採点に対して苦情等を受けることもありますけども、それは議会の請願等でもおありになったように不透明で疑義があるというふうな話があったので、外部委員等も入れて、なるだけ透明性を高めるように今考えております。私はいつも言うんですが、入札制度は生き物でございますので、よりよい制度構築のために今後とも鋭意検討しながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。16番 土居幸則議員に発言を許します。16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

事前通告に従い、一般質問をさせていただきます。私からは、今回2つのテーマについてお尋ねします。1つ目は「公園整備について」、2つ目は「部活動の在り方について」です。どちらも同僚議員からの質問もございましたが、それだけに市民の皆様方にとって興味や関心、そして関連が深いものであると認識しております。そこで、それぞれがより充実し、効果的に機能を発揮できることを期待し、ご質問させていただきます。

まず1つ目の「公園整備について」です。公園というと、我々が子どもの頃は学校が終わるとみんなが集まり、日が暮れるまで遊んでいたのを思い出します。そこには兄弟もいれば、上級生や下級生の友達もいて、ブランコやシーソー、滑り台などで定番の遊び方に飽き足らず、いろいろな工夫をして楽しみ方を広げておりました。例えばブランコでは、靴投げやジャンプ、空中でバク転しながら飛び降りたりと、かなり危険なこともしていたなと思っております。

高校生の頃は夜中に友人たちとスクーターに乗って、勝盛公園にたむろして、お巡りさんに補導され、交番に親を呼ばれて、こっぴどく怒られたのを今でも記憶しております。

あの昭和の頃と比べると、令和の現代では公園の様子や数、遊具の種類、大きさもたくさんあり、大変恵まれた環境にあると感じております。

そこで、公園の種類、概要、設置目的についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公園の種類につきましては、飯塚市公園等ストック再編計画における分類によりますと、都市公園、児童遊園、開発遊園、その他の遊公園となっております。

次に、概要といたしましては、都市公園は都市公園法に基づき、都市公園の供用を開始するに当たり、政令で定める事項を公告することにより設置された公園で、設置者である地方公共団体、または国が当該公園または緑地に設ける公園施設を含むものでございます。設置目的は都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めていて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としております。

児童遊園とは、児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場を提供する屋外型の施設となります。

開発遊園につきましては、都市計画法第33条第1項及び第2号及び同法施行令第25条に基づいて設置された公園であり、主として休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び災害時の避難等の用に供することを目的とする公園となっております。

その他の遊公園につきましては、どの法律にも基づかない公園であり、主として休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションに供することを目的としております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

都市公園や児童遊園、そして開発遊園など、どれもが利用者の福祉と健康増進に寄与するということは理解できました。勝盛公園では、早朝から公園内を散歩したり、仲間の方々が集まりラジオ体操をされている光景をお見かけしたことがございます。水辺や緑に囲まれ、家やまちなかとは違ったリラクゼーション効果があると思います。

そこで、本市における公園の設置状況はどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

令和6年4月1日時点における公園の設置状況につきましては、都市公園の箇所数は65か所、面積125.06ヘクタール、児童遊園の箇所数は49か所、面積5.23ヘクタール、開発遊園の箇所数は138か所、面積6.25ヘクタール、その他の遊公園の箇所数は66か所、面積57.48ヘクタールで、合計318か所、面積は194.02ヘクタールとなっております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

合計で318か所という数字は、結構充実しているように私は感じられました。大小様々ではあるかと思いますが、気分転換や運動、ちょっとしたおしゃべりなど、コミュニケーションづくりに役立つとともに、犬の散歩や赤ちゃんの公園デビューなど、共通の話題で人の輪が広がり、和みの空間としても効果があるように思われます。

では次に、公園内の遊具、駐車場、水場や砂場、健康器具、日よけ、雨よけ等の設置状況についてはどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公園内の遊具等の施設の設置状況につきましては、勝盛公園や笠城ダム公園、そして大将陣公園のように、公園規模が大きく、利用者の多い公園に関しましては、遊具や駐車場、休憩所、ト

イレ等の施設を設置しておりますが、そのほかの公園では、遊具のみの公園やベンチのみの公園もございます。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

最近のショッピングモール等では、対象年齢を分けてそれぞれのエリアに合った遊具等を置いて、乳児や幼児が安心して遊べるようにエリア分けをしている施設もございますが、先ほどの答弁で、市内には合計318か所の公園があるということですが、この中には、乳児・幼児向け公園が設置されておられるのか。また、設置されていれば、その目的や基準、設置状況をお示しください。また、乳児・幼児向け公園とはどのようなもので、その特徴がどのようなものなのか、分かりましたらお答えください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市では、乳児・幼児向け公園というものは設置しておりませんが、公園内に遊具を設置する際に、地元自治会と協議しながら、対象年齢が1歳から3歳、3歳から6歳、6歳から12歳といった対象年齢を区分した遊具を設置しているところでございます。

具体的には、令和5年度に設置した菰田保育所に隣接する菰田堀池公園には、1歳から3歳までが遊べる遊具を設置したエリアを設けておりますし、ブランコを設置する場合には、座る部分をバケット式に替え、低年齢児が遊べるようにする工夫をしております。

また、乳児・幼児向け公園や、その特徴としましては、定義されているものはございません。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

それぞれの年齢に合わせて工夫されていることは理解できました。最近はその対極の大人や高齢者向けの公園があるとのことですが、思えば、確かに公園によっては、健康器具的な物や、足つぽマッサージの石が敷かれている場所など、一般の遊具とは違うアクティビティなので、大人になっても楽しめそうですが、それでは、大人・高齢者向け公園についてはどのようなになっているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

乳児・幼児向け公園と同様に、大人・高齢者向け公園の定義についてもございませんが、勝盛公園や笠城ダム公園や健康の森公園など一部公園には、大人や高齢者が利用できる健康遊具を設置しており、健康の森公園と幸袋アメニティーパークではゲートボール場としても利用されています。

また、笠城ダム公園内のダム周辺の園路や勝盛公園の園路につきましては、ウォーキング場所として多くの大人や高齢者の方に利用されております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

公園というと遊具が一番思い起こせますが、それと同様に、駐車場やトイレの有無が大切になるかと思われます。最近、市民の方から寄せられるご意見としては、駐車場が遠い、また狭い、トイレがない、汚いなど、小さいお子様連れだと荷物も多く、兄弟児がいると移動やトイレなどは本当に大変だと思われます。

そこで、公園を設置する際の注意点、駐車場の位置やトイレ、ベンチ、時計などについてはどのようにしているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公園を設置する際の注意点につきましては、都市公園におきましては都市計画法に基づき、児童遊園につきましては児童福祉法に基づき設置しており、それぞれの関係法令に基づき設置しております。

駐車場につきましては、地区公園である勝盛公園や総合公園である大将陣公園、健康の森公園と、比較的大きな公園に分類されている基幹公園に設置している状況でございます。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

それでは次に、安全性等についてですが、コロナ以前からも気にされる方がおられました、電車のつり革や手すりを直接持てない、触れないなど、コロナ以降はより安全面や衛生面について気遣いされるようになりました。屋内と違い、屋外施設である公園等では、使用後に毎回遊具を殺菌や消毒ができるはずはありません。昔だったら、泥遊びの後はズボンで手についた泥を払う程度でブランコの鎖を握ったりと、随分おおらかでしたが、最近は感染症やアレルギーなど、いろいろと注意をしなければなりません。

そこでお尋ねですが、安全面や衛生面での配慮についてはどのようにしているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

安全面での配慮といたしましては、遊具周りに安全領域を設けて遊具を設置しております。例えば、ブランコの周りには柵を設置したり、安全マットの設置を行っております。

次に、衛生面としましては、メーカーに確認したところ、遊具には抗菌仕様の物がございました。ベンチ等には、材質によっては抗菌剤の成分を染み込ませた物があるとのことです。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

それでは次に、公園設置の目的は先ほどご回答いただきましたが、実際に遊ぶ子どもたちへの影響や効果についてのお尋ねですが、少子高齢化の現代、屋内でのゲーム機器を使った遊びが増え、屋外での大人数での遊びという形態が減り、協調性や思いやりを育む機会が減っているように思われますが、公園が子どもに与える影響についてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

子どもに与える影響といたしましては、児童が健全な遊びをすることで、その健康を増進し、また、情操を豊かにすることで、心身ともに健全な成長を促す効果があると考えております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

先日、緑地公園を通った際は、寒さにもかかわらず、かなりの家族連れが訪れていたようでしたが、やはり遊具が充実していると、利用者も増えるなど思いました。

そこでお尋ねですが、各公園における利用状況、利用者数であるとか、年齢層、目的について、分かる範囲でお答えください。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

各公園の利用者数などの細かな利用状況は把握しておりませんが、勝盛公園や大将陣公園等では、花見時に多くの人が集まり、また、遠足シーズンには、勝盛公園や大将陣公園、忠隈山の神公園等の公園では、小学校や幼稚園の多くの子どもたちに利用されております。

また、街区公園、標準面積2500平米程度のような小規模な公園につきましては、日々の憩いの場として、近隣にお住まいの方に利用されています。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

それぞれの特性に合った利活用を市民の方がなされているようで少し安心しました。昔は人からの口コミ等でそれぞれの公園や施設の特徴などを見聞きしておりましたが、最近では情報端末の進化により、スマホアプリでいろいろな公園のデータを見ることができるようになりました。飲食においては食べログなどがあるように、公園についてもアプリがあるようですが、そこで次に、公園の方向性についてのお尋ねですが、公園情報アプリの採用についてはどのようになっているのか、お尋ね申し上げます。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

現在、本市では公園情報アプリを採用しておりませんが、ホームページ上で公園の情報をオープンデータとして公開しておりますので、一般の方も御覧になれる状況でございます。

他市の状況といたしましては、東京都小平市や府中市、また、宮崎県宮崎市において、民間企業と公園情報の活用と発信に関する連携協定を締結し、協定に基づき同社が運営する公園情報アプリ「PARKFULL」に市立公園の位置、施設情報等を掲載し、各公園の魅力を発信しているところもございます。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

インターネットの発達と普及によって、いろいろな地域の情報データがリアルタイムで閲覧でき、それぞれに必要なものを抽出できるのはすごくありがたいことだと思います。

では、保育園や幼稚園についてですが、ここではママ友のネットワークがインターネット並みの速さと広がり情報交換が行き交いますので、心配はご無用かと思いますが、保育園、幼稚園への利用PRについての実施状況についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

各保育園、幼稚園へのPRは特に行っておりませんが、公園近隣の保育園や幼稚園では園外の散歩による利用や休憩等で利用されているのを確認しておりますので、イベント時やふだん利用する公園につきましては、各保育園、幼稚園においてある程度把握されているものと考えております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

ネット社会の現在、SNS等において、個人への誹謗中傷や悪意のある書き込みなど、社会問題に発展している事案もございますが、そこでお尋ねですが、LINEアプリによる利用者意見の収集等についてはどんなふうになっているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

LINEアプリによる利用者からの意見等は現在のところありませんが、ホームページや電話により要望や不具合箇所の連絡は頂いております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

他の自治体においては、公園の概要についてデータ化し、「公園カルテ」なるものを活用されているようですが、本市の公園カルテの導入、利用者層であるとかの特徴、植えている植物や管理状況など、こういったカルテの導入の状況についてはどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公園カルテは導入しておりませんが、飯塚市では公園台帳を整備し、公園の施設等の管理を行っております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

次に、公園に行くといろいろな禁止事項が掲示されているところを見かけますが、多岐にわたり、要は、ここでは何ができて、何をしてはいけないのと首をかしげることがございますが、禁止事項の明確化の現況についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公園内での禁止事項につきましては、都市公園条例をはじめとした各種規定に基づくもののほか、一部ではございますが、地元自治会や近隣住民などからの要望等により個別に禁止事項を決定している公園もございます。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

次に、「インクルーシブ」という言葉を耳にしますが、インクルーシブデザイン、インクルーシブ教育など、使われる分野は様々ですが、「インクルーシブ公園」とは具体的にはどのようなものか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

誰もがお互いを理解し、多様性を認め合い、安心して笑顔で自分らしく遊ぶことができるような施設であり、障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関係なく、みんなが楽しく遊べることを目的とする公園のことでございます。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

最近では、バリアフリーやジェンダーフリーなど多様性を推進する社会運動や価値観が広まっており、インクルーシブの概念も共通する考え方を持っていると思いますが、そこで、インクルーシブ公園の導入の背景、概要、また、果たす役割などについてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

都市公園の遊び場は、こどもに遊びの機会を提供しており、こどもの成長を支える役割の一端を担っております。本来、都市公園の遊び場はこどもの能力や特性、背景などにかかわらず、あらゆるこどもに開かれたものでありますが、一方で、障がいのあるこどもやその家族などからは、物理的・心理的障壁により、都市公園の遊び場で遊ぶことへの難しさや負担を感じるといった声も寄せられております。こういった背景から、近年、都市公園において、誰もが遊べる、いわゆる「インクルーシブな遊び場」の整備が進められております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

では次に、これまでの既存公園や一般的な遊具と比較した場合、インクルーシブ遊具の設置費用や各遊具の単価、必要面積について、通常設置している遊具と比較した場合にどのくらいになるのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

価格に関しましては、同等の製品での単純比較はできませんが、インクルーシブ遊具のほうが通常の遊具と比べて割高となっております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

インクルーシブ遊具を設置している先進事例における検証、利用者数や利用者層、年齢層についてはどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

先進事例における検証は行っておりませんが、先進事例といたしましては、国が整備した国営昭和記念公園（東京都）や国営海の中道海浜公園（福岡市）等がございます。

また、筑豊地区では、福岡県が整備している県営筑豊緑地におきまして、現在、インクルーシブ遊具を含めた遊具広場の再整備を実施しており、令和7年夏頃の全体供用開始時には、全国的にもインクルーシブ遊具がトップクラスに充実した県営公園となるとの記者発表がなされております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

県営筑豊緑地は広大な敷地に多くの遊具があり、その遊具を使つての遊びもありますが、ボール遊びやバドミントンにフリスビーなど、持込みの遊具での楽しみ方もあり、創造性を発揮でき、

老若男女を問わず利用できるすばらしい施設だと思います。しかしながら、多面的であるがゆえにいろいろな部分でコストもかかるかと思われませんが、インクルーシブ遊具を整備するデメリットや課題についてはどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

デメリット、課題といたしましては、費用面で割高になることから整備費用が高額になることや、利用者が多い公園に設置しないと有効に活用されないことなどが考えられます。本市としましては、まちづくりの柱の一つであります、共生のまちづくりの実現のため、福岡県と連携しながら、誰もが利用しやすい公園整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

それでは、次の質問ですが、箇所数や敷地面積等を考えると、その施設全体の整備費用は相当なものだと思われます。例えば、河川ののり面等における草刈りの費用も相当ではございますが、ここで、公園管理における年間の維持管理費の総額及び内訳についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

令和6年度当初予算時点での公園に関する維持管理費、各所草刈等委託、樹木等管理委託、清掃等管理委託、維持管理委託、市民広場管理委託の総額は約1億3400万円となっております。このうち、代表的な公園である勝盛公園では約1700万円となっております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

どこの自治体でも固定費における財政負担は大きな課題だと考えます。公共施設については、市民全体で安心・安全、そして快適に利用してもらう意味も含め、また、地域の方々に愛着と親近感を持ってもらうためにも、ネーミングライツやパートナーを募ってはいかがかと考えます。もちろん一企業のみならず、各種団体や地域など複数に関わってもらうことで、各種イベントや利活用に対し、深く、そして広く関わっていただけるのではと思います。

そこで次の質問ですが、維持管理費用の負担軽減策として、資金調達・確保、先ほどのネーミングライツやスポンサー制について、こういった点についてはどのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

飯塚市ではネーミングライツ、スポンサー制といった資金調達や確保について実施していませんが、他市の事例といたしましては、福岡県営春日公園では令和6年9月1日から令和9年3月31日までネーミングライツを導入している状況でございます。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

先ほどの質問と重複する部分もございますが、公園の整備や維持管理に当たって、市民ボランティア活動についてはどのように考えられているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市民ボランティア活動につきましては、現在、地元自治会で公園の維持管理を行っている公園もあり、地元自治会で公園の草刈りや剪定を実施していただき、市が草を回収して処分を行っております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

続いて、公園施設における防災施設としての側面についてですが、まず、災害と申しましても様々な種類があり、大別しますと、自然災害や気候変動に関連した災害、そして、人為的災害など、先般のカリフォルニア森林火災は自然災害と人為的要因の両方が関与しているとのことですが、国内で申しますと、先般より降り続きました東北・北陸沿岸の大雪など、気候変動に関連した災害もあります。

本市においては、台風や地震、そして洪水における河川の氾濫といったものが想定できるかと思いますが、公園については、屋外施設ということもあり、その防災施設としての利活用もケース・バイ・ケースではありますが、危険な場所から避難するという意味では、学校等のグラウンドと同等の役割を果たすものと考えます。

そこで、公園における防災機能について、整備方針、利活用、考え方についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公園における防災機能につきましては、飯塚市地域防災計画において、市民公園のグラウンドや笠城ダム公園のように広い公園を一時避難場所として位置づけている公園もございます。また、小規模な公園につきましても、公共的な空地であることから、災害時には必要に応じて一時的な避難場所として利用されることも想定しております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

公園というものは、その特性から市民にとってコミュニケーション、憩いの場であり、人と人が触れ合える貴重な場所であると考えます。その一方で、防災施設としての役割も果たすべく、行政の皆さんはいろいろと創意工夫をなさってくれていることに心より感謝申し上げます。

施設・設備については、経年劣化や市民ニーズの変化、多様化に対応するためには、多額の費用がかさむところではあります。昨今の財政状況が厳しい中、各施設を維持管理、そして更新していくのに大変苦心なさっておられると思います。

そこで、公園整備に関する方向性についてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公園整備に関する方向性につきましては、老朽化が進み、適切な維持管理が困難となっている遊具等につきましては、平成25年度に策定し、令和2年度に改訂した公園施設長寿命化計画に基づき更新や修繕を計画的に行っております。

また現在、全国的にも人口の減少や少子高齢化が進展し、公園設置当時と比べ、市民ニーズが変化していることや、財源不足等により将来的に公園施設の維持管理が行き届かなくなることが懸念されております。

このことから、今後は人口の減少や少子高齢化の進行等に対応するため、市民の意見等を反映

させた新たな公園の利活用や、都市の集約化に対応した効率的・効果的な整備・再編を図ることが重要であると考えており、公園等ストック再編計画に基づき、現在の公園面積の20%相当の用途変更を図ることとしております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

公園の整備・再編は、移住定住を促進する上では重要な施策です。若い子育て世代をはじめ、高齢者の方々が安心して利用できる施設づくりに今後ご尽力いただきますよう要望させていただきます、この質問を終わります。

それでは続きまして、学校における「部活動の在り方について」お尋ねさせていただきます。

我々がこどもの頃、小学校時代は地域の世話好きの方からソフトボールを教えていただいたりして、それぞれの地区別で大会が開催されていたのを思い出します。これはもちろん学校における部活動とは違いましたが、中学生になると正式なクラブ活動がありました。この頃各学校によって実施されている部活動には違いがありましたが、野球やバレーボール、卓球、柔道など、半数以上の生徒が入部して活動していたのを覚えております。私は当時、野球部でしたが、その時代は練習着用のユニフォームという概念や余裕がなかったようで、体育の時間に着用していた紺色のジャージで練習していたのを覚えております。

現在では、部活動の種類も多岐にわたり、また、地域におけるクラブチームの活動も盛んで、こどもの自主性によりいろいろな選択肢がございます。少子化の現在、親御さんのこどもに対する教育熱は我々の頃とは比べものにならないほどご熱心で、お子様の未来への無限の可能性と将来への夢に向かって家族総出のサポート体制になっております。また、部活動など、練習試合や大会への遠征では、保護者の方々が持ち回りでお子様の送迎をしたりと、協力と関わりが当時とは比較にならないほどです。

ところで、現在では部活動を取り巻く環境は当時とは大きく変化し、学校現場においては先生方も大変ご苦労なさっているように思われます。教員の成り手不足や経験のない部活顧問の担当、生徒への学習指導に生活指導、そして保護者への対応と授業準備など、過去においては、将来になりたい職業において、必ず同級生に何人か希望者がいましたが、現在はいかがでしょうか。昔は3Kと言われた建設業よりもブラックとやゆされているのが現状のように感じられます。

そこでお尋ねですが、中学校部活動については、国の動向を見ますと、いわゆる部活動を地域クラブ活動に移行していく「地域移行」という形で進んでいると思います。本市もこの地域移行に取り組んでいると思いますが、まず、部活動の歴史、その目的や意義、効果や役割についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

部活動の歴史ですが、学習指導要領においては、昭和22年に新学制の規定において部活動は選択科目の自由研究に位置づけられ、その内容は、学年の区別を離れたクラブ活動が初めて教育課程の中で示されました。

昭和26年の改訂では、正規の教科と並んで重要な役割を果たす特別活動の領域として位置づけられ、現在のように学校教育活動の一環として、教育課程と関連を図ることが留意事項として示されたのは、平成20年の改訂によるものです。

地域移行に関しては、令和4年に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、現在、このガイドラインに基づき、本市においても、地域移行について先行都市の調査研究、本市での課題等について明確化しているところでございます。

次に、部活動の目的ですが、学習指導要領においては、教育課程外で行われる部活動と教育課

程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であるとされ、まず、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること。また、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味、関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意することなどが上げられています。

最後に部活動の効果でございますが、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されているところでございます。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

部活動というのは、学校における授業のみならず、総合学習的な役割を担っているということが理解できました。

ところで、各学校においても、生徒数も異なり、おのずと実施されているクラブ活動の数や種目にも違いがあるのは致し方ないとは思いますが、そこで、本市の部活動状況についてですが、各中学校における部活動の種類と数についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本市の市立中学校での部活動の状況ですが、全ての中学校で部活動は実施されており、昨年5月1日時点で、男女合わせて、運動部活動が12種目、126クラブ、文化部活動が9種目、32クラブ、合計で21種目、158クラブが活動を行っております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

運動部をはじめ、文化芸術にわたり多岐に活動されているとのことで、ありがたい限りです。

ところで、高等学校におけるクラブ活動においては、それぞれの地域柄や生徒数の影響もあり、種目によっては、1校だけではチーム編成が成り立たず、近隣の学校との合同チームをつくり、大会に出場されている現状を耳にしますが、本市における加入生徒数についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

部活動の加入生徒数は、昨年5月1日時点で、男女合わせて、運動部活動が1552人、文化部活動が628人で合計2180人。全生徒数のうち約68%の生徒が加入していることとなります。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

それでは次に、部活動の指導担当顧問に、教職員が従事されていると思いますが、以前であればその種目についての経験のある教員の方が担当をなさっていたかと思いますが、現在での状況についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本市部活動は顧問を設置し、また、活動の状況によってはさらに副顧問を設置しております。教職員のほとんどが顧問、または副顧問として活動に携わっており、技術指導については、一部外部指導者や部活動指導員といった地域指導者にも指導いただいているところでございます。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

では次に、活動実態についてですが、昔は大会が近づけば朝練をやったり、日没まで練習したり、また、土日もたっぷりと練習時間に充てていたように記憶しております。

近年では、平日において一斉に部活動が休みの日が設けられたりと、大きくさま変わりしているようですが、その辺りの現状についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

部活動の活動は、部活動の在り方に関する指針を策定しており、本指針を基に各学校で計画を立てて実施しております。主な活動内容としまして、活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度、そして活動日数は1週当たり平日で1日、土日で1日以上、計2日以上 of 休養日を設けることとなっております。

運動部では主に中学校体育連盟の大会、文化部では各活動団体等が主催するコンクールやコンテストなどに参加しているところでございます。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

現在の本市部活動の取組状況についてお話を聞きました。各中学校の多くの生徒が部活動に参加し、多くの教職員が指導者として携わっておられる現状も分かりました。

部活動が学校教育活動の一環としての側面を持った活動として行われる一方、近年、少子化、生徒数の減少や教職員への負担、働き方改革といった観点から、部活動改革の流れができてきていると思いますが、過去に同僚議員からも一般質問で部活動を取り巻く状況について、部活動の地域移行や教職員の働き方改革といった視点で質問されていたかと思いますが、近年の本市における部活動を取り巻く状況や、現状の課題や問題点といったことについてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本市における部活動を取り巻く状況としては、これは全国的な状況でもありますが、スポーツ庁が令和4年に示しました「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」によれば、深刻な少子化による生徒数の減少の加速化、教師にとって大きな業務負担となっていること、また、競技経験のない種目の指導や休日を含めた指導の負担を働き方改革の視点から軽減することなどが上げられており、文化部活動についても同様の理由が上げられているところでございます。

次に、課題や問題点でございますが、本市中学校部活動が抱える課題や問題点を把握するため、昨年9月に市内小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒及び保護者、教員を対象にアンケート調査を実施いたしました。その中で上がった主な課題、問題点といたしましては、自身のやりたい活動が、自分が進学する学校にない、またはそもそも部活動種目としてない。部員数が少なく活動自体ができない、またはできなくなる。専門的知識を持った指導者が見つからず、望ましい指導を受けられない。教職員への負担といった点が上げられているところでございます。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

それでは、これからの部活動についてですが、本市においても、他の地域同様、中学校部活動が抱える課題があることが分かりました。

では、この部活動が抱える課題を解決するため、国が部活動改革の方針を策定し、部活動の地域移行を進めていると思いますが、この地域移行の概要についてお尋ねします。併せて、本市の取組状況についてもご説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

部活動の地域移行の概要でございますが、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁より示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、少子化の中でも将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について考え方が示されております。

本市の取組でございますが、福岡県においても同様の考えで「地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」が策定されており、本市におきましても、国・県の方針に基づき、部活動が抱える諸課題の解決に併せ、新たな体制整備を検討していくことを目的とし、昨年度より体制整備の準備を行い、本年度より学校教育課に担当主査を設け、本市の方向性を検討していくため、小中学校長や部活動指導教員、小中学校PTAの代表者、地域スポーツ及び文化芸術活動の関係者、福岡県、また、市関係課から成る「飯塚市中学校部活動地域移行検討委員会」を設置し、現在、地域移行に向けた調査研究を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

国も部活動が抱える諸課題を解決するため、地域の実情に応じた体制整備について、地域主体で行っていくことを地域移行という形で示され、本市も地域移行に向けて取り組まれているということですね。

もう少し本市の地域移行に関する取組状況についてお聞きしたいのですが、その前に、この地域移行と部活動との違いは何なのでしょう。また、移行によるメリットやデメリットといったものはないのでしょうか。想定でも結構ですので、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

部活動と地域移行による大きな違いとしましては、教育課程外の学校教育の一環であったものが、学校と連携して行う地域クラブ活動となり、まず、実施主体が学校主導から地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行うこととなること。そして、指導者が当該学校の教師から地域の指導者となること。参加者が当該校の生徒から地域の生徒となることなどが挙げられます。

次に、地域移行によるメリットは、活動の選択肢が広がること。専門性の高い指導が受けられることなどが挙げられます。

また、学校側にとっては、教員の業務負担の減少が期待でき、授業準備など本来業務の時間確保などが挙げられております。

対して、デメリット、課題といたしましては、実施場所までの移手段、また、生徒の安全の確保、保護者の経済的負担といった点が、運営面に関しては指導者など受皿の確保といった点が

挙げられているところでございます。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

ただいまの説明で運営体制に関するお話があったと思いますが、国のガイドラインでは、運営母体や実施主体は地域団体になる可能性も示唆されておられますが、地域移行に伴う運営母体はどのように変わるのでしょうか。また、実施主体についてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

国のガイドラインでは、新たな地域クラブ活動の在り方として、運営団体や実施主体について地域スポーツ・文化芸術団体などの整備充実が示されております。具体的な運営母体や実施主体の確保、また、体制整備等につきましても、これから国・県のガイドラインや先進地事例などを基に検討してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

運営母体や実施主体についてこれから検討されるということですが、では指導者についてお尋ねします。指導者については、生徒が、また、保護者が安心して預けられる専門性や資質・能力を有した指導者でないと務まらないと認識しておりますが、市として指導者の質の保障や量の確保といった点についてはどうお考えなのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

指導者の確保といった点は、質問議員が言われますとおり、質の保障、量の確保とともに、本市も大きな課題として捉えているところでございます。具体的な質の保障を担保する制度設計や量の確保体制につきましても、これから国・県のガイドラインや他市事例等を基に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

指導者の質や適切な指導というところとかぶるかもしれませんが、現在、部活動を熱心に指導されている教職員の方は、今後は何らかの形で指導はできるのでしょうか。また、国のガイドラインにおいては、教職員の兼職兼業制度を活用すれば指導が認められるということになっているかと思いますが、本市のお考えをお聞かせください。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

質問議員が言われますように、国のガイドラインにおいて、兼職兼業制度の活用により教職員が地域クラブ活動での指導が可能となることが示されております。本市も教職員が自らの意思で指導を行いたいという方には、同制度を活用していただきたいというふうに考えておりますので、他の検討事項と同様となりますが、本市における本制度の整備につきましても、これから国・県のガイドラインや他市事例等を基に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

今後も引き続き指導を希望する先生方もいらっしゃるでしょうから、地域協力者という立場で  
ご指導いただければと思います。

次に、活動内容や活動場所についてはどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

活動内容については、現在の部活動種目の継続といった視点も持ちつつ、新たな活動内容も増  
えていけばというふうに期待しております。活動場所につきましては、生徒の移動面や活動場所  
の確保の観点から、学校施設の活用を含め多様な形を想定しており、他の公共施設や民間施設等  
で実施されることも想定しているところでございます。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

多様な形態を想定しておられるようですが、運営面における会費や保険、保護者負担について  
も、今後の課題となるのではと認識しておりますが、どのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

国のガイドラインにもありますように、会費や保険、保護者負担について方向性が示されてお  
ります。会費や保護者負担については、他市事例を見ましても、課題と認識しているところが多  
く、まずは体制整備等を検討しているところでありまして、今後、地域移行後の体制と併せて検  
討していくこととしております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

地域移行後の姿として活動が多様な形となり、それぞれが実態に即した形で運営されるような  
感じを受けましたが、今後、学校はどのような形で携われるのか、また、学校との連携について  
お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

地域移行の完了までには、中長期的な視点で進める必要があるというふうに想定しております。  
現時点では、国のガイドラインでは、学校と地域との連携・協働による新たな地域クラブ活動へ  
の体制整備として考え方が示されておりますので、何らかの形で連携・協働を図っていただくも  
のと想定しておりますが、具体的には、地域移行後の体制整備と併せ、連携方法についても検討  
していきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

次に、大会等の在り方についてお尋ねします。国のガイドラインでは、大会等の在り方の見直  
しについて、運営面に関する視点での生徒の大会等の参加機会の確保と、指導者面での視点とし  
ての大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備といった点を示しているかと思いますが、本  
市の方向性についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

国のガイドラインには、市町村の大会などの在り方の見直しに関する考え方が示されております。本市におきましても、地域移行後の体制整備を踏まえ、ガイドラインの内容に留意しながら検討を進めていく考えとしております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

地域移行を目指していく中で、今後の学校部活動の存続はどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

地域移行について、土日からということで進めた場合には、地域クラブ活動と学校部活動は併存する形となりますが、完全地域移行を試行として既に実施している先進地においては、学校部活動は行っておりません。

しかし、先進地の事例では、形としては残っていないものの、ガイドラインにおいて、地域移行に当たっては、「生徒の自主的で多様な学び場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ新しい価値が創出されるようにすることが重要」とありますことから、学校部活動の積み重ねてきたその教育的意義については受け継がれていくものと考えております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

るるご質問してまいりましたが、現在、市は地域移行への展開に関する調査研究を行い、市の方針を策定し、実施に向け取り組まれていくようでございますが、では、地域移行の時期や体制整備についてはどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

地域移行の時期及び体制整備については、繰り返しの答弁となりますが、現在、地域移行に関する調査研究を行っておりまして、まずは地域移行に関する市の方針策定を来年度の目標として進めており、今後の国・県の動向も踏まえつつ、具体的な時期の検討も併せて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

私は二十数年前、ある体育教師の方の書かれた教育書を読みました。公立中学校陸上競技部の部活動において、個人種目で13回日本一、全国大会優勝を達成された方とその生徒さんの実話です。生活環境の厳しい生徒さん、成績が振るわない子どもたちをスポーツ、部活動を通して中学日本一にし、そして高校も推薦で入学させました。大学でも優秀な成績を収め、実業団の会社に就職して、自分の人生を自分自身で切り開くという教育方法でありました。これは皆さん御存じのロサンゼルスドジャースの大谷翔平選手も実践されてあるプログラムではあります。

本市においては、飯塚高等学校をはじめ、近畿大学附属福岡高等学校など、文化芸術・スポーツにおいて顕著な成績を収めてあり、部活動生にとって、将来の夢への扉が近くにあります。今

後も地域移行によって、その活動が多様化し、多くの学びと可能性が子どもたちに広がっていくことを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時03分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

一般質問を終結いたします。

「議案第1号」、「議案第2号」及び「議案第4号」から「議案第45号」までの42件、以上44件を一括議題といたします。

ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第51条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

「議案第1号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第1号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」について質問いたします。歳入について、7ページ、普通交付税があります。内容の説明を求めます。

○議長（江口 徹）

財政課長。

○財政課長（松本一男）

普通交付税につきましては、令和6年度の国の補正予算（第1号）により増額交付する措置が講じられました。この措置に伴い、臨時経済対策債は、経済対策の事業等を円滑に実施するために必要な財源を確保するために創設をされたもので、1億4970万7千円を追加しております。また、臨時財政対策債償還基金費は、臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を確保するために創設されたもので、交付される1億9207万8千円は、その同額を減債基金に積み立てる歳出予算を計上し、後年度の償還時に繰り入れるようにしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。

同じく、7ページの国庫支出金のうち、まず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について紹介してください。

○議長（江口 徹）

総合政策課長。

○総合政策課長（小西由孝）

この重点支援地方創生臨時交付金につきましては、令和6年度9月補正に計上いたしました生活応援クーポン券発行事業及び運送業者や農畜産業者への物価高騰対策支援事業等の財源として、国から本市に対し交付限度額の通知がありましたことから、今回、歳入予算に計上するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

続けて、学校施設環境改善交付金、説明をお願いします。

○議長 (江口 徹)

教育総務課長。

○教育総務課長 (梶原康治)

学校施設環境改善交付金につきましては、事業の内容としまして、椋本小学校の校舎棟のトイレを洋式化するための改修経費として、国の経済対策である令和6年度補正予算を活用し、トイレ改修工事を実施するものでございます。また、こちらの事業の詳細につきましては、トイレ総数43基のうち、洋式トイレが20基、和式トイレが23基ございまして、洋式化率で言いますと47%になります。本事業は、国の令和6年度補正予算を活用しながら行うことから、実際の工事期間が夏休み期間となるため、事業費の全額5640万円になりますけれども、合わせて繰越明許費として追加するものでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それでは、農業施設防災減災事業費について、お尋ねします。

○議長 (江口 徹)

農業土木課長。

○農業土木課長 (田中勝之)

農業施設防災減災事業費の補正につきましては、令和7年度当初予算に計上する予定でございましたが、令和6年11月29日、閣議決定された国の経済政策により、農村地域防災減災事業として本事業が対象となり、令和7年度実施予定箇所の一部が令和6年度に前倒しで交付されるため、補正予算を要求しております。令和6年度補正内容としましては、地震・豪雨耐性評価委託料としまして、令和7年度予定箇所の8か所のうちの5か所で6296万9千円、劣化状況評価委託料としまして、令和7年度予定箇所の38か所のうち25か所で1157万9千円、合わせて7454万8千円となっております。当該事業費につきましては令和7年度に繰り越して令和7年度当初予算と合わせて実施いたします。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

そうすると、合わせて令和7年実施の分は何か所になるのでしょうか。

○議長 (江口 徹)

農業土木課長。

○農業土木課長 (田中勝之)

令和7年度実施箇所につきましては、地震・豪雨耐性評価につきましては3か所、劣化状況評価につきましては13か所になっております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

歳出については、9ページなんですけれども、減債基金積立金に1億9207万8千円の計上なんですけれども、これは先ほど説明のあった交付税の関係のものとも一致しているのでしょうか。

○議長 (江口 徹)

財政課長。

○財政課長 (松本一男)

一致をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

同じく、9ページ、商工費ですけれども、宿泊税交付金基金積立金1472万6千円、説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

観光地域づくり法人、いわゆるDMO設立当初は、事業資金がないため、人件費、事務所の整備及び管理費等及び観光プロモーションやデータ分析・収集などの事業費等として、設立時期にもよりますが、令和8年度の交付金と令和6年度、7年度の基金積立金を合わせて約2千万円以上の資金が必要であると試算しております。このため、令和7年度に福岡県から交付される交付金全額が未定でありますことから、計画的に基金を積み立てるため、令和6年度宿泊税交付金の内示額2294万9千円のうち、DMO設立に向けた最大限の積立て可能額として1472万6千円を計上したところでございます。

積算根拠といたしましては、DMOの登録には、意思決定の責任者、データ収集分析等の専門人材、財務責任者の3名の配置が必須条件となっており、この3名に係る人件費及び事務所の家賃や備品購入費等に係る費用を見込んでおります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

DMOとは何ですか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

DMOは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役となる法人とされております。このDMOは、人流データやニーズ調査など、様々なデータの収集と分析、明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、地域全体のマネジメント、マーケティングやプロモーション事業など、観光客視点での事業を戦略的に推進していく組織となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはDMOという現在未設立の法人の活動方針か何かを述べられたわけですね。飯塚市とはどういう関係があるわけですか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

このDMOにつきましては、観光庁が設立等を進めて、地域の稼ぐ力をつくっていくと、そういった組織がDMOとなります。現在、飯塚市にはそういった組織がございません。このため、その設立に向けて今年度勉強会等を開催したところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市との関係はどういう関係になるんですか、このDMOというのは。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

飯塚市との関係で申しますと、外部組織、例えば、一般社団法人とか別の法人格を持つような形となって、飯塚市もその中に入っていきような関わり方が想定されております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりにくいですね。先ほど言ったような活動をする法人ができるわけでしょう。それと飯塚市がどういう関係になるのかを聞いているんです。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

飯塚市においては、観光振興につきましてはうちの商工観光課が担当しておりますが、やはり、観光を振興し、推進していく上では、やはり、国の指針にもありますとおり、外部組織が必要であると。そういったところで、別の法人格を持った団体を組織していきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

観光協会みたいな感じなんですか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

観光協会と形的には似たような形ではあるんですけども、やるべきことということが、基本的には、今の観光協会については観光振興の広告塔として役割を担い、DMOにつきましては観光振興を進めていくための司令塔という役割を担うような形となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それができるでしょう。もちろん飯塚市とは別の組織ですよ。そうすると、そこにお金を出そうというわけでしょう。どういう筋道があるんですか。法人の人件費とかを出したいわけですね。どういう関係になるわけですか。今、お金の関係を聞いています。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

お金のやり取りにつきましては、先ほど答弁しましたとおり、設立当初についてはDMOの運営に関する資金等はございませんので、それに対する福岡県の宿泊税交付金を活用した中で補助金等として交付したいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、交付金と言われましたか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

交付金につきましては福岡県の宿泊税交付金等とお答えをしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ですから、市のお金をその法人に渡そうというわけでしょう。どういう法律的な筋道で渡していくのですか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

福岡県の宿泊税交付金の要綱におきましても、DMOの運営等に関する資金については交付金として市に交付を受けます。このため、市としましてもそれを原資としましてDMOに補助金等として交付したいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補助金ですか。その法人に対する補助金ですか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

お金の出し方としましては、想定として補助金として交付しますが、今のところ確定というわけではございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補助金として想定しているけど確定していない。出資金ではないんですか。どういうことですか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

ほかの団体、先進事例等を確認したところ、確かに出資金として出している自治体もございます。このため、今のところは未定というところで答弁させていただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

法人に対しては出資金、そして、3人とおっしゃったと思いますが、その方々の人件費としては補助金を出すというように聞こえるけど、そういう感じですか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

その点につきましても、どちらかという形になるのか、あるいは別々になるのかというのも、今後、検討してまいりたいと思っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

宿泊税を基にした交付金というのは、そういうふうにやりなさいよということで、条件付で来ているやつなんですか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

宿泊税交付金につきましては、県の要綱では、市町村の創意工夫、地域独自の事業について認められております。その一つとして、DMOに関する補助金なりそういったものが県の交付金の対象となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、市とは別の法人が立ち上がる。それに出資金を出す原資、財源、それから補助金を出すかもしれない財源を新しい基金をつかって積み立てておこうということなんですね。ちょっと納得いかないですね。

先ほどありました棕本小学校の大規模改造の件ですけど、3年間の夏休みだけ工事をするということなんですか。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

先ほど、トイレの総数など、ご報告いたしましたけども、夏休み期間というところで、学校運営上、こどもたちのトイレを制限するわけにいけないということで、配管の状況とか、そういったところを調査しております。

棕本小学校につきましては、和式トイレ23基を改修していくことになるんですけども、その中で、3階建ての建物を建具と衛生器具だけを替えるわけではなくて、老朽化しておりますので、浄化槽までの配管も一式で改修したいと計画しております。その中で、こどもたちに影響のない期間を考えると、やはり夏休みを使った期間で改修していくと。そうすると、工期上、3年程度かけながら実施してまいりたいと計画しております。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第2号」については質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第4号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第4号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」、予算書281、282ページです。国民健康保険税は18億8278万9千円の計上となっております。動向をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

国民健康保険税につきましては、令和5年度当初予算では20億5915万円、令和6年度当初予算では19億1761万2千円、令和7年度は18億8278万9千円と減少しております。要因といたしましては、被用者保険の拡大と75歳到達による被保険者の減と考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国民健康保険給付費等準備基金繰入金1億488万9千円ということになってはいますが、

これは当初、当初というのは昨年の年度初めのことですけれども、予定どおりだったんでしょうか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

基金繰入金につきましては、令和6年度の当初予算では1億円オーバーを組んでおりましたけど、12月補正で1億8千万円と増額をしております。令和7年度当初予算では1億488万9千円の予算を組んでおります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ですから、国保の関係で言えば、そんなに国民健康保険税を高くするわけにはいかないということだったと思いますけど、国民健康保険給付費等準備基金の繰入れを適切に行って、2か年の税率はこれでいきましょうという2か年、2か年でいっているでしょう。それとの関係でいえば、基金の繰入れというのは見込みが当然あったと思うので、その見込みどおりの予算計上になっているのかということを知りたいんです。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

運営協議会に諮っておりますけど、その中で令和7年度末が約6億3千万円と見込んでおりますので、こちらの見込みどおりということになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

289ページから歳出ですけど、療養諸費の動向をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

療養諸費の中のほとんどを占めます一般被保険者療養給付費、いわゆる医療費の分ですけど、これにつきましては、令和5年度当初予算では80億3526万5千円、令和6年度当初予算では80億5556万2千円、令和7年度は78億6102万6千円と被保険者の減がありますが、1人当たりの医療費の増により若干減っておりますけど、横ばい傾向だと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

高額療養費というのがありますね。私は、この自己負担上限額の引上げを国が予算に出していますので、中止を求める意見書案を出しておりますけど。この当初予算においては、この国の予算の動向を反映したようになっているわけですか、それとも反映していないのですか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

国のほうで自己負担の分、いろいろあっておりますけど、今回の予算は例年どおりの計上となっており、国の動きについては反映しておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これについては、8月実施というふうに、まだ自民党が言っているの、やめてもらいたいという声が全国に広がっておりますので、市としても意見を述べてもらいたい。

それから基金についてなんですけども、先ほど紹介がありました国民健康保険給付費等準備基金、動向はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

令和5年度末が9億205万円となっており、令和6年度末見込みでは7億3042万6千円となっております。令和7年度で1億488万9千円を取り崩し、残高については6億3164万1千円の見込みとなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その数字をどういうふうに見ておられますか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

予算での基金繰入額と決算額で比較しますと、令和4年度では当初予算が9699万9千円でしたが、12月補正で750万円、決算は750万円となっております。令和5年度では、当初予算が3037万1千円でしたが、12月補正で1億1929万6千円、決算額は4千万円でした。12月補正で決算見込みを出しますが、出納整理期間に純粋な財源不足額を把握することから、保険事業費等で執行残が多い場合には、基金繰入金の予算を大きく下回る場合があります。この場合は、基金残高が決算見込みよりも多くなることから、議会や運営協議会で説明した数字ほど減らないようなこととなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この間、説明があったようなところまでは減らない可能性が出てきているということだと思いますが、令和7年度は国民健康保険税の料率の改定を検討する年になっておるのではないかと思います。あなた方のスケジュールからいえば、その点からいえば、6億3千万円余の見込みより多いと思われる残高について、国民健康保険税を引き下げるために使える分が増えたというふうに理解していいですか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

基金を活用してということだと思いますけど、現時点で、県から示されます標準保険料率は現在の飯塚市の税率よりも高いものとなっております。高いほうに合わせますと、令和7年度でしたら1億円ほど上がると試算されますが、その分は、物価高騰もありますので、なるべく引き下げはちょっと難しいとは考えておりますけど、現状維持ということで、基金を取り崩しながら運営をしているような状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

こういう基金残高が残るといのは、そもそも国民健康保険税が高過ぎたということだと思う

んですよね、ほかにはないわけですから。それで、料率改定の検討について、今、おっしゃった国の標準税率の押しつけの話もあると思うんだけど、保険料水準の統一とかいう動きも県の段階であると思うんですけど、どういう考え方で、どういうスケジュールになろうとしているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

平成30年度の国保の県単位化から、国では同一県内での保険料水準の統一に向けての取組を行い、大阪府と奈良県が令和6年度より統一を行っております。これは、後期高齢者医療と同じように、同一県内であれば保険料を同じにするものです。保険料水準の統一は、最初に納付金算定ベースでの統一と次の保険料水準の統一により行われますが、福岡県では来年度より納付金ベースの統一に向けた取組が始まります。国は令和18年度に保険料水準の統一を行うよう考えており、福岡県では令和8年度までに保険料水準の統一に向けたロードマップを作成することになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この点については、もともと高過ぎる国民健康保険税が、国の方向、あるいは県の方向によって、さらに引き上げられる危険があるんだけど、引下げは難しいのではないかというふうな答弁がありましたけど、今の物価高騰の問題とか、それから来年度から防衛増税とか、要するに大軍拡・大增税のことですけども、そういうようなこともあることが心配されるわけですよね、食い止めなくてはいけないけど。そういった点でいえば、国民健康保険税を今年度から、R7年からでも、本来は引き下げることができる財源もあるわけだから、行うべきではなかったかと思うけど、その辺については何か検討しましたか。

○議長（江口 徹）

医療保険課長。

○医療保険課長（鐘ヶ江孝二）

基金を財源に減税ということですけど、基金がなくなりますと、当然、その後は増税ということになりますので、今よりも高い税額になろうかと思えます。一時的に下げても、その後の財源がございませんので、増税という形にはなるべくしたくないという考えから、こういうふうな運用をしているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ここで論戦をするというわけにはなかなかいかないと思うけれども、今、残高としてある6億3千万円余の基金というのは、これまでの被保険者が、高い国民健康保険税を押しつけられて、預金通帳がゼロになるまで差し押さえられたり、そういうひどいことをされた中で積み立てられているという面もあるわけですよね。ですから、これは適切に返すというのが大前提ではないかと、保険制度からいえば、これを返せば、次は大增税が待っていますよとかいう言い方はちょっとおかしいのではないかというのを指摘しておきたいと思えます。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第5号」及び「議案第6号」、以上2件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第7号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第7号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」、オートレース特別会計ですけども、予算書は368ページ、包括的民間委託料（債務負担行為分）が上がっております。事情をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

包括的民間委託料ですが、平成27年度より、飯塚オートレース場ではオートレース業務の一部を包括的民間委託しておりまして、その委託料となります。オートレース事業は発売する車券売上げが主な歳入となりますが、この売上額に応じた率で算出した収益補償金を歳入から控除し、お客様への的中車券の払戻金、選手への賞金、それからJK Aの交付金などの開催経費を差し引いた額が委託料となります。計上しております7億8584万5千円ですが、前年度当初予算と比較しまして5053万5千円の減額となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

委託先はどこですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

日本トーター株式会社でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

全国ではどのくらい事業展開していますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

本社は東京のほうにございまして、公営競技でいいますと、オートレースでは2場を包括民間委託をしております。競輪では12場の合計14場の運営を委託されております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この会社は平成27年からずっと飯塚市オートレースを包括的民間委託ということになっているんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

考えてみれば、公営ギャンブルですから、勝ってうれしいという人もいますが、生活費までつぎ込んでしまって、悲しみが固まっているというのが収益でしょう。ですから、ギャンブルで損をする人が多ければ多いほど、日本トーターという会社は収益が増えるということなんです。

か。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

売上げが上がりましたとしても、それに応じて必ずしも日本トーターの収益が上がるというわけではございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはよく分かりません。収益が上がれば上がっただけ、この委託業者の収入が増えるのではないのですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

収益といいますか、売上げの収入が増加した場合であっても、開催経費等の使用分が増えます場合がありますので、そのときにはトーターの収益というのは増えないということになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この会社は公営ギャンブルで損する人が増えれば増えるほど有利ということになりますね。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

発売収入が増えれば、先ほど申しましたように、経費が少なければ収益としては増える可能性はあります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

一方、飯塚市が直営であれば、飯塚市は適切な形で収入すればいいわけですから、ギャンブルで負ける人を、日本全国に場外車券売場とかいうのを含めて大展開して、ギャンブルの苦しみを国民に押しつけて、飯塚に莫大な収益を得なくてはならないということはないわけですよ。でも、利潤追求で民間業者が入ってくれば、それは必死で頑張らざるを得ないですよ、株主のために。そういう本質的な変化を、平成27年から本市のオートレース事業は変わっていつているというところを見た上で、この日本トーターの本市オートレース事業の体制はどうなっているのですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

日本トーターの飯塚オートレース場の運営につきましては、日本トーターの飯塚オート事業所というところでやっております。人員の詳細な数については、現在、把握ができておりませんが、発売スタッフであったり、警備スタッフであったり、施設の整備スタッフなどがおられます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市の手を離れているという感じですね。

それで、下請業者の体制については把握していますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

実際の事業を行う食堂業者であったり、清掃業者であったりは、トーターのほうから関係業者のほうに委託をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ですから、どういう業者が入っているのかという体制を把握しているのかと聞いているんですよ。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

現在、手元には詳細を持っておりませんが、確認はできると思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

当たり前のことではあるけれども、反社会的勢力の影響下にあるような者がいないということをおなた方は確認できるような仕組みになっていますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

日本トーターとの包括的民間委託の契約の中で、そのような業者については委託をしないという契約になっておりますので、その辺は確認ができます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはどういった形で、チェックしているということですか、今の答弁は。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

市のほうでは確認をしておりますけれども、契約上、そのような業者には委託しないということになっておりますので、トーターのほうで確認をしているということになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

トイレなどの清掃について委託していますね。その報告を飯塚市は受けるようになっていますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

申し訳ありません。その分は確認できておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件については、何年前かな、あまり遠くない過去に、日本トーターはそのことについて飯塚市に月例で報告しなければならぬということになっていたけども、それを怠っていたので反省しますということがありました。しかも、飯塚市はそのことを忘れて、清掃状態がどうであるかについて、月例報告が来ていないということもチェックせずに、清掃が悪かったか、よかったかとは言っていないんです。そういうチェックも、そういう仕組みになっているのに、包括的民間委託だとかいうのが長く続いてくると、そういうことも忘れてしまうということがあったんだけど、今、そういうことは初耳でしょう。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

業務の内容につきましては、月次の報告書が毎月上がってきておりますので、その分については確認をしておりますけれども、清掃の内容だったり、細かいところまでについては報告が上がってきておりませんので、確認はしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

月例報告がきちんと来て、あなた方がそれを見て、現場も見ているかもしれないけれど。

小型自動車競走場施設改良基金積立金について、金額、残高、推移、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

こちらの基金につきましては、現在、メインスタンドの整備は行っておりますけれども、当レース場にはほかにも老朽化が著しい施設が多数ございますので、これらの施設についても、今後、整備をしていくための基金として積み立てておるものでございます。令和7年度予算につきましては1億7千万円を計上しておりますけれども、令和6年度末の見込みとして、基金積立ての残高が16億5603万円。7年度を加えますと18億2603万円となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

メインスタンド整備事業費、R7年度も計上があるんですけども、累積で総事業費はどこまで膨れ上がると見られますか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

事業費の総額につきましては、継続費設定分で36億316万9千円でしたが、今後の執行見込みなどを含めまして実額としては、総額で35億9600万円ほどであると考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

メインスタンド落成記念事業費600万円というのはどういうことですか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

令和7年6月竣工予定の新メインスタンドのオープンを広く周知することによりまして、入場者の増加及び新規顧客獲得を目的としまして、メインスタンドの落成式及び落成記念レースなどを計画し実施するために設置されました、オートレース関係者から成る「飯塚小型自動車競走場メインスタンド落成式実行委員会」に対しまして負担金として支出するものでございます。

内訳としまして、内覧会及び落成式の運営に係る経費、それから施設ガイドなどの作成費用、CM作成料及びウェブ広告料などを上げております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その事業全体の費用は幾らですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

事業全体で600万円と考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど負担金と言われましたか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

負担金でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

全額負担するという負担金なんですね。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

例えば、CMと言われましたけど、宣伝でしょう。そういうのはどこが発注するんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

先ほど申しました、実行委員会のほうで発注するような形になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

600万円の特別会計ですから、お金を市から直接支出しないで、実行委員会に渡して、そこに任せるといのはどういう考え方なんでしょうか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

実行委員会のほうは市の職員もおりますけれども、オートレース選手、それからトーター、競走会も含めてで構成されておりますので、支出については適当であると考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いや、適当ではないとはまだ言っていないですよ。どういう考え方なのかと聞いたわけです。それで、600万円の会計は誰がするんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

実行委員会の中で会計を行うようにしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その実行委員会の中で、飯塚市職員が事務局として責任を負う形になるのではないんですか。

○議長（江口 徹）

公営競技事業所副所長。

○公営競技事業所副所長（木村尊治）

議員が言われますとおり、事務局については公営競技事業所のほうでやっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

昨日、一般質問で時間が足りずに、各種公金外現金の取扱いについては質問ができなかったけど、そういうことなんですね。そういうやり方がよいかどうかについて、経済建設委員のメンバーが何人もおられますので、この件について、慎重に審査してもらいたいと思います。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時04分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「議案第8号」については質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第9号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第9号 令和7年度 飯塚市卸売市場事業特別会計予算」、394ページ、予算書ですね。使用料及び手数料について事情を伺います。

○議長（江口 徹）

農林振興課長。

○農林振興課長（古江敬輔）

歳入予算1款の使用料及び手数料につきましては、地方卸売市場使用料としまして6382万

6千円を計上いたしております。その主なものといたしましては、青果部使用料、花き部使用料、附属営業人施設使用料等となっております。なお、花き部につきましては、卸売業者の事業閉鎖に伴いまして業務を休止いたしておりますが、現在、再開に向けて新たな卸業者の誘致を進めておりますので、予算計上に当たりましては、令和7年度に新たな卸業者が入場することを想定いたしまして、使用料を計上いたしているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

395ページ、市場管理費について説明を求めます。

○議長（江口 徹）

農林振興課長。

○農林振興課長（古江敬輔）

市場管理費の7133万6千円につきましては市場施設の維持管理に係る経費を計上しているものでございます。その主なものといたしましては、光熱水費、維持補修費、各種点検委託料等となっております。このうち、光熱水費につきましては、先ほどの使用料と同様に、令和7年度から花き部に新たな卸業者が入場することを想定いたしまして、花き部に係る光熱水費を計上いたしているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この際ですからお尋ねしますが、花き部再開の見通しははいかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

農林振興課長。

○農林振興課長（古江敬輔）

先ほど申し上げましたとおり、花き部の再開に向けまして、県内の花き卸売市場の卸業者を中心といたしまして交渉を進めておりますが、現時点では、まだ決まっていない状況でございます。ただ、生産者や買受人の皆様からは早期の再開を求める声があることは承知いたしておりますので、できるだけ早期に再開したいと考えております。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第10号」から「議案第12号」までの3件については、いずれも質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。

「議案第13号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第13号 令和7年度 飯塚市水道事業会計予算」、予算書の明細書でお尋ねいたします。26ページから収益的収入及び支出がありますけれども、28ページの水道施設運転管理等業務委託料（債務負担行為分）6億129万3千円について説明を求めます。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託につきましては、水道施設運転管理としまして、上水道等の施設、あと料金収納業務を委託ということで、10年委託の2年目で行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

10年契約なんですね。総額では幾らになるんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

総額につきましては62億8100万円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

予算書の29ページ、一番上ですけれども、水質検査手数料が1886万8千円あります。説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

こちらに関して、PFOS、PFOAについて、原水について年1回の実施を予定しておりますとともに、原水を処理して飲用水として使用するものとなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

PFOS、PFOAについては、9つの代表水栓について年1回というのが、この間の経過とありますが、この回数を増やすように、また、代表水栓ではなくて原水段階でもやる必要があるのではないかとこのふうにお尋ねしたことがあります。今の説明は、回数を増やすとか、場所を増やすとかということなんですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

令和7年度につきましては、検査体制の充実を図り、浄水については年2回、原水については年1回の実施を予定しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

浄水については年1回を年2回にします。それから原水については新たに年1回始めるということですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

原水につきましては令和5年度から1回ずつ実施している状況であります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。

それでは、同じく29ページですけれども、浄水機器修繕費というのはどういうことでしょうか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

各浄水場等に設置されている設備機器の修繕のための費用であり、令和7年度はポンプのオーバーホール4件と電気盤の修繕1件を予定しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この修繕というのは、故障しているので修繕をするという意味ですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

計画的に分解、清掃、部品の交換等を行うようにしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

同じく29ページですけれども、薬品費がいろいろ書いてあります。どこから、どういう時期に、どのくらい調達するのか、また、過去数年間どのように推移してきたのか、ここで答弁できますか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

使用する薬品名、数量等はこの場でお答えできますけれども、仕入れ先等については今のところ資料がないのでお答えすることはできませんけれども、薬品について、5種類の薬品を計上しており、その数量はそれぞれ、次亜塩素酸ソーダ21万7313キログラム、ポリ塩化アルミニウム7972キログラム、高塩基度ポリ塩化アルミニウム31万3058キログラム、粉末活性炭3万9069キログラム、高機能粉末活性炭9100キログラムでございます。

推移に関しましては、令和2年度以前の数量と比較いたしまして、次亜塩素酸ソーダ及びポリ塩化アルミニウムについてはほぼ変化はありませんが、高塩基度ポリ塩化アルミニウムは約12%増加し、高機能粉末活性炭を含む粉末活性炭につきましては、カビ臭の発生が大幅に増加しているため、約140%の増となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この調達についてはいずれも入札ですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

入札を予定しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

過去5年程度ぐらいでどうかと思うんですけれども、調達決定業者の推移を経済建設委員会に提出してもらって、その推移が妥当かどうかを審査してもらったらどうかと。物価高騰とか、水が少なかったとか、いろいろ自然変動、社会的変動もあったので、これを審査要望しておきたいと思えます。

それから、30ページにも手数料のところにも水質検査手数料があるんですね。1千万円以上か

けるんですよ。これはどういう検査ですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

この項目については主に浄水の検査を行う費用を計上しております。先ほどお話ししたのが、原水について検査をする項目になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほどのところは原水の検査で、こちらは上水のほうですね。ありがとうございます。

それで、31ページ、飯塚市上下水道事業等あり方検討業務委託料（債務負担行為分）があるんですけども、これはどうなっているんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

飯塚市上下水道事業等あり方検討業務委託料の業務委託のうち、経営戦略改定支援業務につきましては、次期経営戦略策定に向け、既存のアセットマネジメント計画と現在作成中の水道施設の統廃合を含む最適化計画の内容を反映した投資・財政計画の策定の支援を受けております。地方公営企業法適用に係る支援業務につきましては、条例、規則等の制定及び改廃に関する支援等を受けているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは債務負担行為で、いつからスタートして、いつまでなんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

令和6年度から8年度までの期間になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

委託先はどこですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

有限責任監査法人トーマツでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その会社の職員は会社で仕事をしているんですか。それとも企業局で仕事をしているんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

通常は会社のほうで勤務をされておりますけども、支援のときにはうちのほうに来ていただく

というような形を取っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どういうときに来るんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

この委託業務を行っていく中で、途中途中で進捗を図っていくために協議を進め、最終的に完成できるまでの間の進捗を行っているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これはあり方検討業務の委託でしょう。だから、支援の委託ではないんでしょう。あなた方が業務の今後の在り方を検討する上で、支援を求める委託ではないんでしょう。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

あり方検討業務委託料ということで、この中で先ほど申しました経営戦略改定支援業務と、投資・財政計画の策定の支援、地方公営企業法適用に係る支援業務ということで支援を受けている業務となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、令和8年度末に何か成果品を報告書として出すというようなものとは違うわけですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

先ほど説明しておりました経営戦略の策定の支援でございますので、私どもが経営戦略を策定する、また、投資・財政計画を策定する、その支援を受けるということになりますので、成果物報告書という物ではございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

成果品はないということですね。それと、日常的にいろいろ支援してもらっているということなんですね。

最後に、くどいけどレポートみたいな物はないということですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

申し訳ございません。先ほどの支援ということでございますけども、この支援業務ということで、それぞれの業務に係る支援を、どのような支援をしていただいたかというような報告は受けるような形になろうかと思っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

年に何度ぐらい、トーマツから職員が何人ぐらい来るんですか。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (田中善広)

大体、各業務支援の際に2名から3名程度、3か月に1度程度の割合で来ていただくような形になっております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

これは、企業局職員をこの水道事業に関わる職員を減らし過ぎたために、あるいは補充してこなかったために、企業局にそういう能力がなくなってしまったのか、それとも、人が足りないと、人件費を部分的に確保するために委託料という形でカバーしているのか、何かそういう気がしますが、そういうわけではないのですか。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (田中善広)

本業務委託におきましては、経営戦略の見直しに係る経営計画策定や財務分析等の業務といった財務及び経営に関する事務でございますので、標準化を図ることで、今後、誰でも最適に作業が進捗できるように仕組みづくりを行うものとしておるものでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

民間主導の経営戦略の見直しというようなことにはなっていないですか。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (田中善広)

企業局のほうでも今の状況等を全て反映するような形で検討しております。その中での作成についての支援というような形になっておりますので、当然、市の企業局の考えも反映されていくものとなっております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

「企業局の考えも反映されていくものとする」と、その答弁でいいですか。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (田中善広)

申し訳ございません。企業局が主体となって計画を立てていくというような形になります。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

心配ですね、聞いていっているとね。この辺は大事なところなので、経済建設委員会で、下水道事業会計との関係も出てくると思うので、審査を深めていただきたいというふうに思います。

(発言する者あり) 審査要望をお願いします。

35ページ、配水施設改良費、諸施設改良費、それぞれについて、理由をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

まず、配水施設改良費について、主に老朽化した重要給水施設管路及び漏水多発管路の布設替えや配水池等の設備改良を実施することにより、水道施設の強靱化、維持管理における修繕リスクの軽減や大規模な漏水・断水事故の防止を図るものであります。

次に、諸施設改良費について、浄水場等の更新基準年数を超過した水道施設の改良を行うことで、水道施設の強靱化、安定的な水道施設運用を実現するものであります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これらについては年次計画があるわけではないのですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

経営戦略の投資・財政計画に基づき行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは何か年計画になっていますか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

10年の計画となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この関係は、水道料を35%上げたでしょう、その理由となる工事なんですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

この改良も含まれたところとなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

35%アップするときに、いつまでに幾ら必要ということでしたか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

内部留保資金のことかと思いますが、それにつきましては令和8年度末が15.7億円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、どのぐらいたまっているんですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時31分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

申し訳ありません。ただいま、手元にございませんで、今、ここで答えることができません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

びっくりですよ。日常的に頭の中にあるということですよ。

それで、35%値上げする前に一般会計から出資金をもらっているでしょう。どのくらいもらっていますか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

出資金に関しましては、3年間で10億円となっております。

すみません、それと、先ほどの令和5年度末の内部留保資金でございますけども、14.3億円でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。

出資金は、最初に10億円もらったのはいつですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

令和元年度になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和元年度に10億円の出資金をもらって――。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

申し訳ありません。もう一度答弁させていただきます。令和元年度に3億5千万円、令和2年度に3億5千万円、令和3年度に3億円ということになっております。

○議長（江口 徹）

川上議員、議案付託の際の質疑ですので、その分でお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件については、35%水道料金を値上げするまでの間に、今、言ったような額の合計10億円の出資金を得ているわけです。それでリンクしたところがあるところと、ないところもあるかもしれませんが、内部留保が15億7千万円の目標に対して、現在14億3千万円ということで、水道料金の見直しを引き下げる方向で考えられないのかと思うんですけど。5年で見直しということを考えているでしょう。今、何年目ですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

前回の料金改定からは3年目となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

1月から丸3年ですよ。もう4年目に入っているのではないんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

令和4年1月に料金改定を行っておりますので、今、4年目に入ったところになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

4年目に入ったところなんです。そうすると、予算書からはよく見えてこないけど、前回のあなた方のやり方からいけば、上下水道事業経営審議会に諮問して、その議題を扱うときから答申を出すまで完全非公開でやって、水道事業の安全、豊富、安定というのは当然だけど、特に頑張らなくてはいけないというのはあるんだけど、経営状況の問題について、利用者、市民、議会に隠れてこそそと、値上げありきで3回ぐらいの審査で決めてしまうようなやり方で、市民が求める安定的な水道事業を長期にわたって見通すことができるのかということを指摘しておいて、この質問を終わります。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第14号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第15号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第15号 令和7年度 飯塚市下水道事業会計予算」について質問します。予算明細書80ページに管路維持管理業務委託料5862万6千円があります。説明してください。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

本業務は、飯塚市企業局が保有する下水道管路施設の機能を継続的に保持し、安全に使用できる状況を保つため、必要な巡視・点検調査を行い、修繕、清掃、閉塞の解消など、直ちに対応が必要となる業務を一括して発注することで、効率的に下水道管路施設の維持管理を行う委託業務になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

水道もそうですし、下水もそうなんですけど、とにかく委託料が多いんですよ。それで、ここ

の関係の委託料については、経済建設委員会で、過去の実績、委託先業者を含めて5か年くらいの実績を明らかにして、動向の特徴を審査してもらいたい。6626万1千円の計上になっていますので、お願いします。審査要望をします。

次は、82ページ、委託料について説明を求めます。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

終末処理場施設設備保守点検委託料につきましては、終末処理場の機械設備、電気設備等の保守管理、点検、整備を行うことにより、終末処理場の円滑な運転管理を行うため委託するものになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ここに計上されている委託料については、入札によらず委託を行っているものがありますか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

終末処理場廃棄物清掃管理及び汚泥脱水ケーキ運搬委託につきましては、合特法によって、随意契約をしております。終末処理場汚泥脱水ケーキ処分委託につきましても随意契約をしております。それと、終末処理場運転管理業務委託につきましては、合特法により、随意契約をしております。終末処理場電気工作物保安管理業務委託につきましても随意契約をしております。終末処理場地下貯油槽点検委託につきましては、見積りの上、随意契約をしております。終末処理場ガス検知器点検委託につきましても、見積書徴取の上、随意契約となっております。終末処理場消化槽温水器保守点検委託につきましても、随意契約となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

経済建設委員会で、「この委託料は、合特法により」というようなことがありましたけど、市民は意味が分からないですね。それで、実績推移と併せて、どういう事情で入札抜き委託が行われているのか、妥当なのかについて、審査をしてもらいたいと思います。

水質検査手数料があります。これはどういうことでしょうか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

本業務は、終末処理場放流水の水質が関係法令に基づく水質基準法の基準に適合しているのかどうかを確認するために行う水質検査業務となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは今年初めてやるようなものではないんでしょう。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

今年初めての業務ではありません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

さっきのに関係するかもしれませんが、終末処理場運転管理業務委託料、これをちょっと説明してもらえますか。

○議長 (江口 徹)

下水道課長。

○下水道課長 (西岡真結)

終末処理場運転管理業務委託料につきましては、汚水幹線から終末処理場へ流入してきた汚水を揚水ポンプ場から沈殿池や滅菌池等の水処理施設に送水、処理し、遠賀川へ放流するための一連の運転管理業務を委託するものになります。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

7769万円ということなんですけど、過去は、実績としては、どこに委託していますか。

○議長 (江口 徹)

下水道課長。

○下水道課長 (西岡真結)

令和6年の受注者につきましては、株式会社飯塚環境サービス、代表取締役田中唯介となっております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

少し推移を聞きたいんですけど。

○議長 (江口 徹)

下水道課長。

○下水道課長 (西岡真結)

直近で申しますと、令和元年度から飯塚環境サービスとなっております。平成30年以前につきましては飯塚環整事業協同組合となっております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

飯塚市がここというよりは、どこからか推薦があつて契約を結ぶようになっているわけですか。

○議長 (江口 徹)

下水道課長。

○下水道課長 (西岡真結)

平成31年3月18日に合特法の基本協定が締結されたことにより、それ以降は飯塚環境サービスと契約しております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

いや、それはなぜかと。だから、推薦があるのか。あるいは、飯塚市が「あなたと」というふうに言うのか。

○議長 (江口 徹)

下水道課長。

○下水道課長 (西岡真結)

飯塚市が下水道整備の関係事業者の飯塚地区におけるし尿収集運搬業者の減少に対して支援等の措置を講ずることにより、関係事業者の経営の影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るとともに、関係事業者の業務の安定化を保持し、もって廃棄物の適正な処理に資することを目的とすると合特法はなっております。それに基づいて協定を結んで契約しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

意味が分からないでしょう。だから、さっきから聞いているではないですか。飯塚市のほうがこの人ということで決めているのか、推薦があっているのかと。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

まず、合特法（下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法）の趣旨を考慮し、下水道供用開始の影響を受けている一般廃棄物処理業者の業務の安定化を保持し、廃棄物の適正な処理に資することを目的としておりますので、双方協議の上、決定しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ということは、飯塚市が主導して「あなたと」ということになっているということでしょう。誰かを推薦したわけではないということでしょう。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

繰り返しになりますけど、双方協議の上、決定しているものと考えます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

不透明感がちょっとありますので、市民に分かるように、説明できるようにしてもらえませんか。何か言っているけど、市民には分かりにくいと思いますので。（発言する者あり）

次は、86ページの公共下水道事業計画変更業務委託料（債務負担行為分）について、どういふことなのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

本委託は、汚水処理構想に基づき、飯塚市立病院の区域を公共下水道事業計画区域に編入することに伴う、下水道法に基づく事業計画書作成業務、都市計画法に基づく都市計画決定図書、都市計画事業認可申請書作成業務を委託しているものになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いつからいつまでですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

履行期間は令和6年7月4日から令和7年7月31日になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

委託相手はどこですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

受注者は株式会社日建技術コンサルタント九州支社、支社長藤島義久となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

86ページ、ウォーターPPP導入可能性調査業務委託料、どういう業務なのかお尋ねします。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

本業務は、下水道事業におけるウォーターPPP管理・更新一体マネジメント方式導入に向け、問題点を整理し、本市下水道事業の特性に応じたスキームの立案、事業費の算定、導入スケジュールの整理等、官民連携手法の導入可能性を調査することを目的としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和6年度から委託しておるとのことなんですけど、これはどこが受けているんですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

令和6年度は受注していません。令和7年度から発注する予定になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

下水道事業を民営化するというのがウォーターPPPと理解していいですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

ウォーターPPPを導入する理由につきましては、これから先、土木、機械、電気等の技術職員の不足・高齢化、更新需要の増大や接続人口・収益の減少といった、人、物、金の課題があり、既存施設の統廃合や近隣自治体との広域化・共同化ができない中小規模の自治体等において事業の継続が課題となっておることから、安定的で継続的に下水道運営ができるようウォーターPPP導入の可能性について検討することとしております。また、令和9年度以降の管路改築・更新事業について、ウォーターPPPを導入していることが補助要件となっていることも導入の可能性を検討する理由の一つとなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ということは、下水道の民営化について、国が補助金で誘導しておるといふふうには受け止めていいですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

官民連携をできるかどうかの可能性の調査を実施するということになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

あなたの言う官民というのが、私の言う下水道の民営化ということとイコールではないかと思うんですね。

基本整備は市がやり、そして、事業運営は民間がやりますということなんですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

基本的に維持管理と更新等は民でやっていただいて、運営のほうは飯塚市のほうでやるというのが基本の方針となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

運営権を売却するわけですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

運営権は飯塚市で保有するということになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この調査業務委託料のスケジュールはどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

この調査は1年間の予定となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

1年間、委託を受ける業者が企業局と離れたところで研究をして答えを出すんですか。1年間、切り離れた状態で研究して報告するわけですか。途中でスケジュールがあるのではないかと思ったわけです。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

仕様が固まっていませんので具体的なスケジュールはちょっと分かりかねます。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時08分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「議案第16号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第16号 飯塚市立病院事業会計予算」についてお尋ねします。予算明細書107ページ、一般会計交付金について事情を伺います。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

一般会計交付金につきましては、市立病院の運営のための市からの交付金になります。公立病院運営のために、市に交付される交付税措置相当分を一般会計交付金として受け入れ、病院管理運営交付金として交付をしております。

まず、病床分につきましては、算定病床数229床に72万円を乗じた額となり、令和7年度は1億6488万円となります。算定病床数の算定方法につきましては、過去4年間の稼働病床数及び最大使用病床数を算定式により算出したものとなります。

次に、救急病院分につきましては、救急告示病院として、都道府県知事より認定をされた医療機関に対して交付されるもので、救急病床数3床に169万7千円を乗じ、3290万円を加算した3799万1千円となっております。

次に、不採算地区中核病床分につきましては、過疎地等の民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院に対して、その機能を維持するための交付税措置分となります。市立病院は不採算地区の第2種に当たり、2種単価29万2千円に中核要件該当全体の最大病床数62床を乗じた1810万4千円が交付税相当額となります。

院内保育所分につきましては、公立病院における院内保育所の運営に要する費用に対する交付税措置相当分となります。算定方法ですが、令和6年9月末時点の実入所者数による施設分類から基準額を算出し、保育料を差し引いた額に0.6を乗じた額となります。市立病院の場合は基準日の入所者数は4名となりますので、施設分類はA型となり、基準額433万9千円から保育料115万2千円を差し引いた額に0.6を乗じた191万2千円となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次は、一般会計負担金のほうです。4907万9千円、市立病院指定管理委託料（小児科休日・夜間診療分）となっております。事情をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

指定管理料につきましては、小児科休日・夜間診療事業の管理・運営費でございます。算出方法としましては、人件費を含む事業費の総額より診療報酬を差し引き、消費税を加えた額となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

指定管理者は地域医療振興協会ですが、地域医療振興協会にこの分についての指定管理委託料を出す理由は何ですか。

○議長（江口 徹）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

市立病院の小児科休日・夜間診療につきましては、急患センターの機能移転ということで対応していただいております。指定管理料を支払う理由としましては、いわゆる初期救急医療の事業につきましては、患者に少なくとも医師をはじめとした診療体制を整備する必要があり、診療報酬だけで経費を賄うことが難しい事業であります。また、患者数の見込み、診療報酬の試算が難しい、医師の確保など、安定した運営が必要であるというようなことがございまして、安心して子どもを育み、育てることができる飯塚市をつくっていくために、小児救急医療体制を維持することが、行政としての重要な施策でございます。このような状況を踏まえて、市立病院における小児科休日・夜間診療の実施に当たっては、能率的な経営を行っても、なお経営に伴う収入をもって、経営することが困難であるというところから、小児科の休日・夜間診療に関しまして、指定管理料を支出するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

地域医療振興協会との関係では30年間の指定管理契約があるわけでしょう。その契約によらず、この指定管理委託料4900万円余を交付しようとしているわけでしょう。これは当初の指定管理者の30年契約はそのままに、この指定管理委託料4900万円余を出すのは、何が根拠になっていますか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

飯塚市立病院の指定管理者による管理に関する協定書に基づきまして、この指定管理料を支払うものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

現在の30年契約の中に、その条項があるわけですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

小児科休日・夜間診療を開始したことによって、変更協定を行ったということでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

協定の変更をしたわけですね。どういうふうに変更したんですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

まず、飯塚市立病院に小児科休日・夜間診療を担っていただくに当たりまして、市として通常の委託を検討いたしましたけれども、既に指定管理をされているというところから、個別の委託契約はできないということで、指定管理料を支払うに当たり、基本協定に指定管理料を追加したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いつ、どのように変更契約を結んだのか、分かるように説明してもらえますか。

○議長（江口 徹）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

基本協定の変更につきましては、令和6年4月1日となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

第何条に追加したとか手元にないんですか、協定書を変更したもの。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

飯塚市立病院の指定管理者による管理に関する協定書の第6条の2になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこに何と書いてあるんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

指定管理料、第6条の2、「飯塚医療圏において特に必要とする医療機能について、甲の求めにより乙がその体制を確保するときは、甲は、乙に指定管理料を支払うことができるものとし、その内容及び支払額は、別途年度協定に定める」となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

年度協定というのは、新年度予算の前に協定を毎年結ぶということですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

年度ごとに協定を結ぶことになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。それで、経過が不透明なところがあるので、経済建設委員会で透明にしてもらったら。

それで、実はですね、小竹町立病院があります。あり方検討委員会がありまして、6人で構成されて、その委員長が飯塚市立病院の管理者となっているわけです。今年、答申書が出ました。1月10日付で答申書が出ているんですけども、今後、どうしようかということで、小竹町議会で全員協議会も行われておるところですけども、町民の大きな関心事なんですけれども、実はこの2年前に、地域医療振興協会が出している月刊地域医学という雑誌がありますけれども、この中で、研究所の立場の方が、「小竹町立病院は地域医療振興協会が指定管理者となって運営することが決まりました」と書いているわけです。同様の発言は、この記事の最後のほうでもあるわけです。それで、私はこの件について、いつ、それが決まったのか、地域医療振興協会は指定管理者ですので、市条例に基づいて情報開示請求をしておるところですけども、一方で、2年前に、地域医療振興協会が指定管理者になることを決めているという記事がある中で、今年1月10日には飯塚市立病院管理者が委員長となる検討委員会が答申書を別の内容で出している。これは信頼関係をもって市立病院を管理運営していただいている関係からいえば、交通整理をしておく必要があるのではないかと思うんですよ。何か事情が分かりますか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

ただいま議員に紹介いただきました月刊紙の記載についてでございますけれども、こちらにつきましては、私どもも確認したところ、小竹町立病院の指定管理者となるということは決定されていないということでございました。記事の誤りであり、後日、訂正を行う予定であると伺っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2年前、11月発行の中にある記事なんです。地域医学研究所長という方が振興協会の中でどういう地位にあるか分かりませんが、このように長期に誤った記事が放置されていたということなんですか。

○議長（江口 徹）

川上議員、今の分に関しては本議案とは関係ないと考えられますので、すみませんが、それについては、なしでお願いします。

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

確かに厳密に言えば、予算書に指定管理委託料が出ておりますので、その関係で質問はできると思うけれども、そういう小さい話ではなくて、30年にわたる契約を結んでいる相手との信頼関係に属する問題ではないかと思うので、この点については、市民によく説明できるように、また、小竹町民の皆さんに説明できるように、企業局としてはきちんとしてもらいたいというふうに思います。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

会議時間を午後5時まで延長いたします。

「議案第17号」から「議案第24号」までの8件については、いずれも質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第25号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第25号 飯塚市宿泊税交付金基金条例」についてお尋ねします。そもそも、飯塚市は基金をどういう場合に設立することができるのか、その辺はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

基金につきましては、地方自治法第241条において定められております。「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」と定められております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

基金設立の議案上程に至る経過をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

福岡県宿泊税交付金は、翌年度以降にまとまった財政需要が発生する場合に、目的や用途を定め、基金を積み立て、活用することができるようになっております。

令和6年3月に第2次飯塚市観光振興基本計画を見直しており、この計画の中で、飯塚版DMO設立の検討を掲げております。このため令和6年度において、観光協会や商工会議所、交通事業者や宿泊事業者等と専門家を交えて令和6年9月に観光地域づくり法人に関する勉強会を設置いたしました。今年1月までに勉強会を5回開催する中で、関係者間でDMOの先進事例や各種データに基づく観光戦略の必要性を学んでおります。この勉強会を踏まえ、今後、令和7年度には、実際にDMOを設立するための準備会において、飯塚版DMOが向かう方向性やその戦略を検討し、令和8年度において実際にDMO設立を目指すというスケジュールを関係者間で共有いたしております。

このような経過や今後のスケジュール感を関係者間で共有いたしましたので、令和8年度にDMOを設立するための準備費用を積み立てるための基金条例を、今回、提出しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市には多くの基金があり、その総額については二百数十億円にも残高が上るといったことは昨日聞きました。そういう中で、適正に市の基金は位置づけられ管理されているとあなた方は言っているわけですが、この議題となっている基金については、これは市の基金なのに、DMOという今から市が出資なり補助金なりを出してつくろうとしている法人の活動の資金を貯めるための基金ということなんですね。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

基金の目的・用途というのを定めて基金を積み立てるということになっておりますので、そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市民に分かりやすく言うと、市民が払った宿泊税が県に届いて、そのお金が飯塚市の基金に来

ると、今は姿もない、これからつくる特定の法人のお金になっていく。税金を払ったつもりだったけど、実はいろいろトンネルをくぐっていくと、特定法人の人々の人件費とか事務所費とか活動費とかになってしまうということなんですか。

○議長（江口 徹）

商工観光課長。

○商工観光課長（原野正俊）

今回の基金の目的につきましては、第1条に「飯塚市の観光振興を図る事業の財源に充てるため、飯塚市宿泊税交付金基金を設置する」としております。この一つの事業として、今回、設立のための準備金として積み立てております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

納得がいきませんので、経済建設委員会で、そもそも基金とは、また、経過、それから今回、目的、支出予定、さらにDMO設立の準備、方向性について、まともかどうかについて審査をしていただくように要望したいと思います。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第26号」から「議案第31号」までの6件については、いずれも質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第32号」について、最初に、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第32号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」について質問します。この条例は、市長提出議案となっています。目的が、「太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、市民の生命及び財産の保護並びに生活環境の保全に寄与することを目的とする」と書いています。目的として、これは乱開発を規制する条例ですか。それとも、基本は太陽光発電設備の設置を推進する条例ですか、目的として。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

この条例の目的は、ただいまご紹介いただきましたとおりでございます。実際に、開発行為が行われるときに、適正に事業の実施をしていただいて、災害の防止や生活環境の保全、こういうものを防いでいくということを目的としているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

太陽光発電設備、メガソーラーを造ると、償却資産税、固定資産税が市に入ってきますか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

税が入ってくるというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この間、住民が乱開発に反対して、議会も一緒になって、飯塚市も少しは頑張った。けども、造られてしまった白旗山のメガソーラーがあります。そのほかにも、住民の不安をよそに造られた物があります。このメガソーラー関係でどのぐらい税収が増えていきますか、分かりますか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

申し訳ございません。ちょっとそのことについては分かりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

乱開発をためらわない事業者は、地元の有力者、地元住民に対して、様々な形で宣伝していくわけですが、そのときに、「税収が増えますよ」とか、それから、「自治会に加入するから自治会費を15年分、20年分、前払いしますよ」という形で接近してくるわけです。そして、一旦、造ってしまえば、いつの間にか、合同会社とかいうことで姿形がなくなるでしょう。要するに何を言いたいかというと、相手は強力なんです。利潤第一、利益第一、そして、もうかれれば姿を変えていくという。お互いに経験がありますよね。そうすると、乱開発をためらわない者と戦わなければならないわけだけど、市長提出条例がどこにそういう戦いに寄与するものがあるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

この条例の内容についてでございますが、今回、まず、禁止区域、抑制区域ということで、実際に開発をするときに、関係法令で一定の規制がかけられているものを整理して規定することにしております。

また、説明会の開催や協定の締結、それから、何かありましたら立入調査ができて、その後、指導や勧告、公表、こういうことができるというような内容になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この条例をもって、乱開発をためらわない業者が進出をためらったり、撤退を決意するようになったところがどこに入っているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

事業者さんのほうがためらうかどうかとかいうのはちょっと私どもでは分かりかねますが、先ほど申し上げたように、様々なさせていただくこと、ちゃんと適正にさせていただくことというものを規定しておりますので、一定の抑止力になるというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど説明がありました第6条の禁止区域については、法が定める禁止区域以外の所がどこにあるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

禁止区域につきましては、それぞれの関係法令に準ずる区域となっておりますので、法令以上に制限をするというような規定にはなっておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは、抑制区域はいかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

抑制区域についても同様でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、あと乱開発を抑制する、乱開発を断念させることができるものとしては何かありますか。勧告及び公表、報告及び立入調査、第18条、第19条、第20条の辺りですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

おっしゃられるとおり、その部分、プラス国や県への報告というものもございますので、そういうものが含まれております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国や県への報告というのはどこにあるんですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

第21条でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、市が公表したときは、国・県に市が報告することができるということなんでしょう。抑止力になりますか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

私どもが公表までの段階に至った場合に国や県のほうに報告するようにしておりますが、国の法律では、その状況によっては、認定状況を取り消したり、適正な管理を指導したりというようなことになっておりますので、これはもちろん抑止力になるというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本市には、既に自然環境保全条例があります。自然環境保全条例の目的は、「市民の生活環境に対する不安を招いている現状にかんがみ、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ること

を目的とする」とあるわけです。この自然環境保全条例の目的を踏まえて、今回、市長提出議案の太陽光条例を見たときに、どこが乱開発防止に資するようになっているのか。どこが上回っているのか。検討していると思いますので、答弁してください。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

基本的に、今回は、太陽光条例を検討するに当たりまして、今、おっしゃっていただきました飯塚市自然環境保全条例というものを私どもはベースに考えさせていただきました。この自然環境保全条例のほうは先ほど言っていたような目的でできておりますので、今回の太陽光条例も先ほど言ったようにベースにしておりますので、同様の内容を整備しているというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、「同様の」と言われたけど、目的、それから、各条、したがって各条と言ってもいいと思うけど、やっぱり違うところがあるわけです。かなり違うところがある。維持しているところもあります。何が言いたいかという、自然環境保全条例の中には、「市と市民が連携して」という、この条例を生かして乱開発を防止・抑制するという点でいえば、決定的と思われる文言があるんだけど、太陽光の市長提出議案条例については、これが削除と言っているか、ないわけですよ。これは、あえてこの「市と市民が連携して」というところを外しているんですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

自然環境保全条例につきましては、様々な開発の全般的なものに関しまして規定をしているところがございますが、先ほど申し上げましたように、太陽光条例のほうはこちらの条例をベースにして、太陽光発電設備の開発だけに特化したものでございますので、一つの施策として規定しておりますので、そういう表現が、今、外れてはおりますけれど、実際にこの条例を施行するに当たりましては、もちろん市民と連携をしてやっていくものだというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その答弁は歓迎しますけど、であれば、「市と市民が連携して」という文言を書き込んでもよいということになりますけど、同意しますか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

ちょっと、今、文言を入れるということ自体を検討したことがないので、今すぐにそのことについて入れられるというふうには返答しかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

書き込んでくれと言いましたかね。私の主張と意見が一致しますかというニュアンスの質問だったんだけど、どうですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

失礼しました。勘違いをいたしました。先ほども申し上げましたとおり、そういうような形で私どもはこの条例を運用するというふうに思っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

自然環境保全条例の最初の主語は、「自然環境の変化が市民の生活環境に対する不安を招いている現状にかんがみ」となっているわけですね。この「自然環境の変化」を、例えば、太陽光発電設備の乱暴な設置、維持管理及び撤去の不安とかいうふうに置き換えただけでも、この条例の目的は一致できるのではないかと思うんですよ、すぐそれを求めているわけじゃないけど。かみ合うと思いませんか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

そういうような内容も含まれているかと思いますが、先ほど言いました自然環境保全条例の「自然環境の変化」というのは、大きなところでいいますと、最近の温室効果ガスの発生による地球温暖化とかによって大雨が降るとか、そういうものによって洪水が起こるとか、そういうことを総合して表現しているものかどうかというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

附則の3、これはどういう意味ですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

これまで、太陽光発電設備の開発につきましては飯塚市自然環境保全条例で対応を行ってまいりましたが、今回、新たに条例をつくりますので、自然環境保全条例の対象から太陽光発電設備の分を除外するという内容になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この条例案の上位法は何ですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

再エネ特措法というふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

再エネ特措法というのは目的は何ですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

すみません、ちょっと手元にその法律を、今、持っておりませんが、私の記憶では、太陽光発電設備の推進を図るといったような内容になっていたというふうに記憶しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

大丈夫ですか。総務部長が何か。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 3時52分 休憩

午後 4時04分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

失礼いたしました。先ほど申し上げました、再エネ特措法の目的について、法律をちょっと読ませていただきます。「エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、再生可能エネルギー電気の市場取引等による供給を促進するための交付金その他の特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

促進法なんですね。ちょっと確認してください。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

正式な名称で申し上げますと、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、矛盾を感じる場所がありますでしょう。それが一つだけということではないと思うけど、今回の市長条例。「市長条例」と呼ぶのは、「議員提出議案第1号」があるからです。市長条例は、目的からすれば、規制条例、「規制」というキーワードが入っていますよね。なのに、国の法律では促進法ということになるわけでしょう。これは矛盾がないですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

この再エネ特措法に関しましては、全国的に再生可能エネルギーの導入に向けて問題が生じております。そのことを受けて改正をされておまして、複数回の説明会の開催とか、かなり小規模な物から、国のほうが管理するような形に改正されておしますので、確かに、促進法にはなっておりますけれど、その中で、厳しく規制をしながらやっていく内容になっているというふうに

認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

改正FIT法の中で、住民とのコミュニケーション努力義務が記載されたり、おっしゃったような様々な規制的な側面はあるんだけど、姿は促進法なんですね。そういう意味では、自然環境を守れという立場で、環境破壊を許さないという立場の自然環境保全条例をベースに、太陽光発電の乱開発を阻止しようという趣旨の市長条例案になっていると思うけど、目的において、先ほど指摘したような、市と市民の連携というところが欠落していれば、この条例は目的を達成するにはなかなか難しいのではないかという心配があるわけです。

それで、そのこのところについて、上位法との関係では、令和6年度の1回、2回、3回の自然環境保全対策審議会ではどういう議論になっていますか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

主な意見としてありましたのは、私どもが骨子案のほうをお示した段階では、審議会のほうから自然環境保全条例と新条例、2つの条例を施行する意義について議論がいろいろとありましたが、内容を審議していただく中で、太陽光に特化した新条例をつくる意義もあるというようなご意見を頂いたところがございます。また、条例案を審議していただく中では、よく考えられていると、議員の皆さんともいろいろ意見交換を行いながらよいものをつくっていただきたいというようなご意見を頂いたというふうに記憶しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

確かに、今、課長が答弁されたようなニュアンスの発言もあります。私もそうかなと思うところもあるわけです。だけど、上位法の問題については、質問があって、それに対して回答が行われていないですね、この対策審議会では。

今、そういう意味では初めて、実は上位法はこの促進法ですという発言があっていると思うんですよ。それでいえば、上位法というわけではないでしょうけど、関係条例としてのこの飯塚市自然環境保全条例をベースにしたというわけですから、そこが頼りの綱なんですよ。FIT法の改正もあっていますよ。だけど、本市にとっては自然環境保全条例が頼りの綱と思うんですけど、この太陽光に関する市長条例は、自然環境保全条例との関係で、どこがどう強化されて、どこがどう、私の言う弱点が生じたかというのを明らかにしたいと思うわけです。それについて、この間、対策審議会の審議も踏まえて、協働環境委員会でも報告して、議論になっていると思うんだけど、そのこの整理はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

強化されたところといいますと、まずは、明確に開発をする所を禁止区域と抑制区域というものを掲げております。また、自然環境保全条例のほうでは、地元の方と事業者の協定の締結については努力義務としておりましたが、今回の条例においては義務という形に強化しております。あと、変わってはおりませんが、先ほども申しましたように、立入検査から公表までするような過程は同様の過程というふうになっておりまして、併せて、太陽光条例につきましては国と県への報告というようなものも文言を付け加えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

これは特に太陽光発電にということになっていると思いますけど、開発面積が定義の第2条第2項、条例の下から5行目から、「太陽光発電事業の用に供する土地の区域（以下『事業区域』という。）の面積が1000平方メートル（当該太陽光発電設備を設置する者と自質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期又は近接した時期に隣接した場所で太陽光発電設備の設置を行うときは、同一の事業区域とみなす。）」というのを入れているところとかは、白旗山、けやき台の住宅街の上に太陽光が張り付きましたけど、あれは全部届けただけでやっているんです。そういったことを考慮すれば、こういった点を入れているというのは対策審議会の意見を踏まえたというのがありますけど、2014年以来の地域の自治会や住民の戦いの反映がここにはあるかなというふうにも思います。

それで、先ほど市と市民の連携というのが消えていますねというふうに言ったものとの関わりなんですけど、これは届出制になっているでしょう。それは、なぜ、届出制にしているんですか。

○議長 (江口 徹)

環境整備課長。

○環境整備課長 (尾形彰貞)

基本的には、造成等に関しましては、関係法令がございますので、国や県のほうが許可を行っていくというところがございます。私どもとしては、知らないうちに開発が行われないように、しっかりと届出を受け取って、何か問題等がございましたら、市民の方が不安に思ったりすることもあれば、一緒になって事業者と調整をしていくというようなことを図るために届出制というものをしているものでございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

自然環境保全条例は許可制になっていますか。

○議長 (江口 徹)

環境整備課長。

○環境整備課長 (尾形彰貞)

届出制でございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

届出制は先ほど課長が答弁されたような意味合いもあると思います。許可権限の上位にある場合がありますので、それから言えば難しいという面もあろうかと思えます。

しかし、この自然環境保全条例の私の理解は、市と市民が連携して、戦いの中で環境を守っていくということであって、市が許可しないとか、許可するとかいうことで、この自然環境・生活環境を守ることは難しいのではないかと。不断の努力、戦いの中で、それを守っていくという趣旨で、許可制にすることがかえって不利になるのではないかと。その点からいえば、許可した市長が「困ります」と事業者に言えますかというようなこともあるわけです。それからいえば、受け止めてもらいたいのは、届出制ということに議論の過程でなっているわけだけでも、市と市民の連携という戦いを促しているわけですね。環境を守るために戦おうという勢力にとって、この条例はものすごい力を発揮するのだろうと思うわけですよ。

ところが、今まで自然環境保全条例に基づく不適正事業の早期発見、立入り、勧告、公表を一回もしたことがないのが飯塚市なんです。やろうと提案しても拒否をすると。自分が市民と共にこの条例を持っているのに使おうとしない。その市長が太陽光発電において、あえて市と市民

の連携を削除した条例を出して、そして、後ろのほうの、今、自然環境保全条例から大事なところでおっしゃったところを本当に行使できるだろうかというふうに疑問を持つわけです。

審査要望をしなくても、協働環境委員会で真剣に審査すると思いますので、「議案第32号」については質問を終わります。

○議長（江口 徹）

次に、24番 金子加代議員の質疑を許します。

○24番（金子加代）

同じく、「議案第32号」についてお尋ねいたします。まずは、周辺関係者ということでお尋ねします。条例の第2条、定義のところの第4項で、周辺関係者は、「事業区域が所在する自治会（事業区域に隣接する自治会を含む。）区域に居住する者をいう」というふうにあります。岡垣町やほかの自治体の太陽光発電設備に関する条例では、太陽光発電事業に伴って、生活環境等に一定の影響を受けると認める者が周辺関係者となっております。なぜ、自治会区域の居住者に限定したのか、理由をお聞かせください。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

この周辺関係者の定義につきましては、先ほどから申し上げております飯塚市自然環境保全条例でも、周辺住民という形で同様の定義をしております。ご指摘のように、生活環境に一定程度の影響を受けるというような規定の仕方もあるかとは思いますが、その場合、その範囲について市が判断することは困難な部分があるというふうに私どもとしては考えまして、協定締結を義務づけている範囲なども明確にするために、このように規定したものでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

何度も自然環境保全条例と言われていますけども、先ほど、川上議員も言われていますが、自然環境保全条例の中で出てきた文言と出てこなかった文言がばらばらな感じがします。今回はこの周辺住民というものは自然環境保全条例から取られた。けども、さっき何度も川上議員が言われたような、市民と市が一緒になったというところはもう削られています。そこがいいように取られて、なんかこう市民からすると、本当に整理されたのかなというところが疑問に残ります。

そして、居住とありますけども、住んでいなくてもその場で働いていたり、土地や建物を所有する方も対象になるのではないかと思います。なぜ、働いていたり、土地や建物を所有する方たちも協定の締結の関係者になれないのか、その理由を教えてください。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

先ほどから申し上げております協定締結を義務づけている範囲としまして、最低限の範囲として、周辺関係者ということに住んでいる方を定義しておりますが、実際に定義をする場合に、質問議員がおっしゃったような、土地を持っている方とか、そういう方ももちろん加わることを排除しているものではないというところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

でも、例えば、少し飛びますけど、第15条、こちらでは、「事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するにあたり、太陽光発電事業を実施する前に、災害の発生の防止及び生活環境の保全に関する事項等について、周辺関係者と協定を締結しなければならない」というふうにあり

ます。つまりここでは、周辺関係者とは、定義に基づくと、「事業区域が所在する自治会の区域に居住する者」というふうになるんです。ということは、今、課長が言われたこととやはり矛盾しているんですね。その矛盾はどうお考えですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

必ず事業者さんと結ばないといけない相手先として、今、義務づけているのを周辺関係者としておりますが、締結するのにはほかの方々を除外するというような考えではございません。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

でも、この第15条を読む限りでは、締結できる者は周辺関係者と読めますよね。そこは分かりにくいんですね。分かりやすく、その人たちも協定が締結できるというふうに書く必要があるのではないかと思います。これは言ってもあれなんでしょう。審査要望させていただきます。

では、次、2番の説明会についてなんですけど、第12条の説明会の開催で、事業者は周辺関係者のほかに、「太陽光発電事業により生活環境に影響を受けるおそれがある者及び周辺関係者が出席を依頼した者の参加を拒むことができない」、つまり、説明会の参加者は3通りあって、周辺関係者、それから生活環境に影響を受けるおそれのある者、そして、周辺関係者が、つまり居住している者が出席を依頼した者の3通りであって、それを事業者は拒むことができないというふうに限定されています。この限定した理由は、どのようなものでしょうか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

ここの部分は限定をしているわけではなくて、説明会に参加できる方として、先ほどから言っております周辺関係者だけではなくて、生活環境に影響を受けるおそれがある方や、そのほか、何らかの理由で参加できない周辺関係者が出席を依頼した方、こういう方々も参加できると広げているというような意味合いでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

やはり、それも分かりにくいんですね。事業者が拒むことはできないというふうに読むと、この3通りの方を事業者が決めるように勘違いされるのではないかとというふうに思いますので、ここも、誰でも参加してよい、あるいは、この説明会の参加者については必要がないのではないかなというふうに私は考えます。ぜひ、ここの文言についても、検討されてください。

また、1月27日の協働環境委員会の中で、「議員の皆様もその場に参加してご意見を言ったりできる場所はあるというふうに考えておりますので、今、ご要望としては承りましたので、今後の検討というのはさせていただきたいというふうに思います」と言われましたが、これについては、どう検討されたでしょうか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

最後の閉会中の委員会の中でいろいろとご意見を頂きまして、検討させていただくとかいうふうに答えた部分もありますが、その前の委員会で、今回の条例を議案として提案するに当たって、タイムリミットと言いますか、時間的な制約がございまして、その時点では、次の委員会では実際に条例に反映することは難しいですというような形でお返事をしておりまして、ご意見を

頂いたことは、今後、検討していきたいというふうに回答したものでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

何か意味がよく分からない。結局、議員は説明会に参加できない、できるということですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

もちろん、参加をすることができるというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

では、審査要望させていただきますが、私は課長の答弁を聞いて、この説明会の参加についての表記を「誰でも参加してよい」というふうに分かりやすい表記にさせていただくよう審査要望させていただきます。

では次に、維持管理についてです。第14条に、維持管理というふうにあります。第1項では、太陽光発電設備及び事業区域内についての維持管理が義務づけられています。そして、第2項で、太陽光発電設備の解体撤去の費用についての報告が義務づけられています。報告ということであると、解体費用だけが義務づけられており、維持管理の状況が義務づけられていません。その理由について、お答えください。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

今回、条例の第18条において、事業者に対し報告または資料の提出を求めることができるというふうに規定しておりますので、必要に応じて維持管理の状況などにつきましても確認ができるように規定しているというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

できますということは、しなくてもいいというふうにもなります。努力義務ということになりますので、ぜひ、維持管理の状況を報告事項、義務として、明文化していただきたいと思っております。

では、もう一つ、先ほどの協定なんですけども、第15条で協定の締結が定められています。第15条第2項で、「協定に関して疑義が生じた場合は、双方で協議を行い、誠意をもってその解決に努めるものとする」とあります。協働環境委員会で自然環境保全条例第13条第2項、「市長は、前項の協定の締結に関し、双方又は一方から調整の申出があったときは、これを行うものとする」と同様の規定を盛り込むよう要望がありましたが、調整について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

飯塚市自然環境保全条例におきましては、協定の締結につきましては努力義務というふうにしておりましたことから、市の調整について規定をしておりました。今回の太陽光条例につきましては、努力義務ではなく遵守事項ということにしておりますので、当然ながら、市が協定の締結状況を把握し、必要に応じて調整を行う必要があるというふうに考えますので、改めて規定はし

ておりません。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

ここも自然環境保全条例の本当に大切にしている部分が省かれていると思います。せっかくそういうふうやっていこうと思われているのだったら、書く必要があるのではないかなと思います。

そして、協定を締結しない限り、事業者は、土地の造成、設備の設置はできない、発電・売電も始められないという認識でよろしいですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

基本的には事業を開始する前に協定を結ぶというふうに規定をしております。しかしながら、地元の皆さんが、事業者が協定を結ぼうというふうに提案したり、協議の場を設けようとしても、その場につかないとか、そういうようなやむを得ない理由があった場合は、協定を結ばない場合も考えられるというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

結局、協定を結ばないという状況がどんな状況かという、やはり、一番大変な状況ではないのか、考えてみれば、白旗山のメガソーラーのときもそうだったのではないかと思います。一緒に協議をやっていこうと思ってもできなかった。だけど、どんどんどんどんその間に進んでしまった。そういう状況が、また協定を結ばないことでそういうことが起きるのではないか。だからこそ、今回、協定があるのではないかと思います。

私はこの条例を読むと、市が許可制ではなく、届出制になっております。周辺関係者が事業者と協定を締結する義務があるということは、周辺関係者が協定を締結することを条件にした許可制とも言えるのではないかと考えます。そのため、協定の締結に市がどう関わるのかというのは大変重要な問題だと私は考えます。その協定の締結について、市の関わり方をもっと明文化しなくてはいけないのではないかと思いますので、文言の整理をしっかりとお願いいたします。

では最後に、市民と事業所からの意見聴取について、お尋ねいたします。今回の条例を制定するに当たり、市民や事業所から意見聴取をされましたか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

意見聴取は行っておりません。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

どうしてしなかったのか、市の考えをお聞かせください。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

条例をつくる場合に、市民の皆様等のご意見を取り入れるということが望ましいというふうに私どもも考えております。しかしながら、今回の条例に限って申し上げますと、令和4年3月17日に議員提出議案が提出され、その後、協働環境委員会において審査がなされ、最終的には市議会議員選挙の関係もあったことから、継続審査として終了しております。そのことを受けま

して、令和5年度から協働環境委員会の特別付託案件としまして、「自然環境保全対策について」として、協議を行ってきたものでございまして、先進自治体での事例や関係法令などについて調査研究を重ね、その中で、骨子案や条例案などについて委員会の中で報告をさせていただいた後、今回の提出に至ったものでございますので、行っていないということでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

ということは、議会や執行部のほうでいろいろ調査研究をしたから、市民や事業所に尋ねなくてもよい、十分だというふうな考えですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

先ほども申しましたが、条例をつくる場合、市民の方々のご意見を聴くということは重要なことだとは考えておりますが、先ほどのような経緯がございましたので、今回は行っていないというところでございます。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

市民に意見を聴くことは大変重要だというふうに二度もおっしゃいました。だけど、結局は聴いていないということですよ。大変、残念に思います。長い間、このメガソーラーの問題は飯塚で大きな問題でした。様々な市民の方がいろいろな意見をお持ちになり、また、事業所の方も様々ないろいろな意見をぶつけ合いながら、大変、大きな問題になりました。結局、白旗山には大きなメガソーラーが建ってしまいました。だからこそ、市民の方、また、事業所の方はいろいろな思いがあるのではないかと。二度と白旗山のような状況にはさせたくない。そんな思いがあるのではないかと思います。だからこそ、少し時間が遅れたとしても、やはり、私はパブリックコメントを市民の方、そして事業所の方取るべきだと考えます。ぜひ、この意見聴取について、どうあるべきかを審査していただけたらと思っております。要望しておきます。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第33号」から「議案第36号」までを——。（発言する者あり）

残念ながら、質疑通告以外の質疑は受けられないとなっておりますので、ご了解ください。（発言する者あり）質問と質疑は違いますので、今は、議案質疑中ですので、それについては、議案質疑ではありません。質問の場ではありませんので、これについては受けられません。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後 4時40分 休憩

午後 4時57分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

会議時間を午後6時まで延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時57分 休憩

午後 4時58分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「議案第33号」から「議案第36号」までの4件については、いずれも質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第37号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第37号 契約の締結（相田公営住宅1棟目建設工事）」について、お尋ねをいたします。まず、業者選定の入札、経過、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

本件につきましての業者選考につきましては、本件の設計金額が約13億8200万円の建築一式工事になっております。参加基準につきましては、JV、共同企業体運用基準によりまして、設計金額6億円以上の建築一式工事につきましては、特定建設工事共同企業体での発注となりますので、入札、公告の中に、JVの参加要件、構成等の参加を付す条件ということで、業者選考委員会を行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

相田公営住宅について、これは1棟目ということなんですけど、全体構想のスケジュールはどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

本日、課長が体調不良で不在のため、課長補佐である私のほうから、答弁させていただきます。

まず、相田公営住宅2棟目以降のスケジュールにつきましては、令和元年度に策定しました基本計画では、当該地域において、全4棟の居住棟をローリング方式にて建設することとしております。今回、1棟目の建設が始まりますが、2棟目以降の準備につきましては可能な限り早期に着手してまいりたいと考えております。また、建替事業は長期間を要することから、事業過程において社会情勢の変化に注視し、本市の人口推移、住宅需要はもとより、費用対効果、財政状況等を勘案し、十分に精査・検討しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

途中で変更もあるということなんです。

それで、4棟目が立ち上がるのは何年後になりそうですか。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

今の基本計画の予定で見込みますと、令和20年を目途としている状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

15年ぐらいかかるんですね。

それで、この構想を実現する上ではどれぐらいお金がかかりそうですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 5時03分 休憩

午後 5時04分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

申し訳ございません。ただいま、資料のほうを取りに行っておりますので、こちらの手元に届き次第、また回答させていただきます。申し訳ありません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

相田公園を廃止して、これを建てるということなんですけれども、周辺住民の方の同意は最終的に得られているのですか。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

旧相田公園隣接者との住民合意の形成につきましては、令和元年度に策定しました基本計画に基づき決定しておりました建設計画について、旧相田公園に隣接する方々からの公園存続の要望を受けて、令和2年度に一旦立ち返り、残る2つの建設案を含め、公共事業の観点から比較、検証し、最終的な建設計画を決定した後に、経過も含めて地域の皆様へご説明し、現地にて本事業に着手しております。その後も旧公園の隣接者の方々に対して事業へのご理解を頂けるよう説明に努めているところです。

直近では、令和6年度においても事業内容についての説明などを個別に行いましたが、家屋の事前調査にご協力を頂いたものの、一部の方々につきましては現在も事業へのご理解を頂くには至っておりません。市としましては、今後も地元立替連絡協議会と連絡、調整、協議を行いながら、自治会に未加入の方も含めまして、地域の方々に丁寧な説明に努め、事業へのご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

住民合意の形成という点でいえば、自治会関係者とは市はずっと話合いをしていたけれども、自治会に加入していなかった、あるいは離脱したという方々とは何らかの話をせずに今日に至るような経過があるわけですね。それで、着工の前に同意が取れるのかというような局面にあると思うんですけど。

それで、今回の1棟目の工事概要について伺います。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

1棟目の工事概要につきましては相田公営住宅1棟目の建設工事となります。施設概要としましては、まず、市営住宅棟、鉄筋コンクリート造6階建、1棟48戸、延床面積3210.47平米となります。続きまして、自転車置場、軽量鉄骨平屋造、1棟、延床面積32.59平米。次に、プロパンボンベ庫、鉄筋コンクリート造平屋建、1棟、延床面積10.2平米の3施設を建設するものです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

周辺住民の方の感覚からいえば、朝起きて戸を開ける、そうすると、ちょうど武井市長がおられる辺りから、8階建てぐらいに見える、高い所から建つからね。「おお」というようなビルが建つわけですね。景観もあれば、風向きはどうか、風向きというか台風とかが来たときですよ。それから地盤の問題も心配なわけです。

それで、いろいろ気になるんですけど、予定価格の作成はどういう考え方で作成したんですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

予定価格につきましては、設計図面に基きまして、公共住宅建築工事積算基準にのっとり作成をされました設計金額を基にして決定をいたしているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この工事で心配なことは地盤なんですよ。それで、この地盤の特徴については令和5年度の調査実績があります。ちょっと紹介してください。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

地盤調査についての結果ですけれども、建物下部の地盤調査を行いました結果、表層を盛土、その下を砂岩及び泥岩が分布している地盤でありまして、一般的に他の地層にない物としましては、地下約20メートルから30メートル部分に古洞の存在が調査の結果確認されております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この資料は昨年の予算特別委員会の追加資料にカラーで載っていますので、議員の方々は見れると思います。

それで、古洞の存在については、私も議会で繰り返し県営住宅の実績からいって一連の流れの中にあるので、この公園の下には古洞が入っているでしょう、調査が要るよと言っていたんですけど、やっぱりあったわけですね。しかも、古洞の真上に住宅を建てるという設計になっています、調査実績を見れば。

そうすると、基礎工事が心配なんだけど、先ほど、公表予定価格の作成の考え方を聞いたら、一般的な説明はありましたが、この特殊な地盤の関係で考えたことはないのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

まず、住宅を建てるに当たりまして、基礎工事につきましては、建物の基礎くいはオールケーシング工法の場合打くいを採用し、古洞の下の層にあります支持基盤に定着させる仕様としております。本工事における基礎くいにつきましては、古洞の下の層の地盤を支持層としておりまして、古洞にコンクリートが流出することを防ぐため、地盤調査で得られた地層の情報を基に、古洞が想定されます位置にネット状のコンクリート等の流出防止材を使いまして対応することとし、設計しているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この古洞は生半可な広がりではないですよ。くいを打ちます。空隙をくいが通ります。コンクリートが流れ出るとまずいので、周りをネットで抑えるということを言われているわけでしょう。そうしたら、そのように造ったくいの周りには何かあるんですか、ネットの外は。ネットをして、コンクリートを入れて、くいを造るという言い方でしょう。くいの横は何か基になるんですか、古洞の場合は。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

今回、古洞の地盤調査の結果につきましては、ほとんどが土砂堆積物で埋まっているところでの解析結果が出ておりますので、くいの横にある部分は何かというところであれば、ほとんどが土砂堆積物というところになるかと思えます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本当にそうですか。ここは30メートル以内のところはずっとつながっているんですよ。だから、当然、浅所陥没の危険がある所で、鉦害賠償を負わないといけないくらいの所なんですよ、浅所陥没で。だから、建物はしっかり岩盤まで足が届いたとしても、周りがそういう状態だから陥没する可能性がありますよね。建物のくいを打っている所以外で、地表で陥没した場合はどういう状況になりますか。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

今、議員が言われます、もし、浅所陥没等が発生した場合の対応ということで回答させていただきますが、事業を担当する課としましては、事業を進める中で不測の事態に対峙した際には、原因等の調査を行い、最少の経費をもって、どのような策を講じれば課題が解決できるかを関係部署と共に検証・実行しながら、安全安心な住宅に向けて事業を進めていくこととしておりますので、もし、浅所陥没等が見受けられた場合に関しては、安全安心な住宅を建てる上での対応はきちんと取っていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

浅所陥没が生じた場合、私はすぐ近くでそうしたことが起こったことも情報提供しましたが、そうした場合は、今のお話だと飯塚市が手当てをするのにお金を出す。そういう答弁でしたか。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

今、言われます浅所陥没等が起きた場合の責任の所在ですけれども、その因果関係等を十分調査した上で、市なのか、もしくは他の団体なのかというところを見極めながら対応していくことになるかと思っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

工事の途中で浅所陥没などが大規模に発生した場合でも工事をやめないでしょう。そうすると、変更契約ということになりますか。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

今、議員が言われます浅所陥没等に起因する工事につきましては、仮定の話になっていきますが、基本計画等に変更が生じれば、その分として変更契約の可能性もあるかと思っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この土砂を使ってコンクリートを養生して検査したことがありますか。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

この土地についてということで、コンクリートの硬化の調査ということで回答させていただきますが、一部、住宅棟以外の部分につきましては、地盤改良が必要であるというところの計画によって、この土を採取いたしまして、室内試験を行いまして、その結果は硬化材の強度には問題ないというところで確認をしているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

おそらく、新体育館のときも問題がないということでスタートしているはずです。

それで、今は古洞による大規模な陥没とかが生じた場合はどうですかという話なんですけど、ここはあなた方の資料を見ると、盛土、泥質砂岩、砂岩泥岩互層、古洞、泥質砂岩となっているわけですね。この土地はちょっと震度の大きい地震が来たらどういう状況になりますか。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

その事象につきましては、当課としましては、まだ分かりかねます。申し訳ありません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

液状化ですよね。岩盤まで打っているから、建物はもしかしたら、ころっとなったりはしないと思うけど。玄関まで2メートルもあるようなこととか、玄関まで這い上がらなくてはならないような状況というのも心配されるような局面と思います。それを押して、工事をやろうとしているんだけど、工期はどうなっていますか。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

工期につきましては、工事議案の請負契約の締結を議決いただきました後、契約後、令和9年2月26日までとなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この周辺は保育所、それから伊岐須小学校、二瀬中学校、病院がたくさんあるところで、10トンダンプなどがどのように動いたらよいかという問題も生じます。トレーラーも来ますね。騒音も発生するんだけど。そういった点でいうと、地元住民の方々に工事する側が丁寧に「こうしたことが起こり得ます」、「気をつけます」、「ご協力ください」とかやるじゃないですか。いつやるんですか。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

工事に当たりまして、事業に対する住民等への周知、説明会につきましては、4月に入りましてすぐに、今のところ地元代表者による地元建替連絡協議会に対しまして開催、連絡、調整、協議を行いまして、併せまして、自治会に未加入の方を含めました地域全体の方々に回覧等により周知や、直接個別によるお伝えによりお伝えすることで、自治会をはじめとする地域の住民の方々への安全安心に努めるとともに、事業へのご理解をお願いすることとしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員に申し上げます。かなり長時間にわたっておりますので、付託される委員会への審査要望等として、できるだけまとめていただくようお願い申し上げます。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど、1棟目から4棟目までやるのに15年かかる。総額が幾らか分からないということだったけど、分かりましたか。

○議長（江口 徹）

住宅課長補佐。

○住宅課長補佐（大谷 剛）

先ほどの4棟までの総額の工事費というところの費用につきましては、令和元年度に作成しました基本計画では、約56億円と見込んでおります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

実は、令和2年にA、B、C、D案の見直しを市長が命じてつくったんだけど、地元の方がこれがいいと言ったものは、原案より2億円くらい工費が伸びるので、市が絶対駄目ということになって、この公園に無理に建てようとしているんだけど、56億円のうちの2億円というのはどのぐらいの範囲になるのかというのがあるんですけど、それからいえば、この相田公園の工事そのものが難工事だし、完成した後も心配というような状況を考えれば、見直し案を示しながら、原案を2億円余計にかかるからこれでいきますという強引な態度が、将来に禍根を残して今日に至っているのではないかと。これからの心配ということを指摘して、この質問を終わります。

○議長（江口 徹）

質疑を終結いたします。

「議案第38号」から「議案第45号」までの8件については、いずれも質疑通告がおりませんので、質疑を終結いたします。本案44件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第69号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案の提案理由の説明をいたします。議案書の3ページをお願いいたします。「議案第69号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は議案付託一覧表のとおり、総務委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

午後 5時25分 休憩

午後 5時26分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。

「議員提出議案第1号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

「議員提出議案第1号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」の提案理由を申し上げます。本条例案は、第1条にありますように、「太陽光発電施設が自然環境及び生活環境に与える影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本市の環境の保全に寄与することを目的とする」ものであり、市長の提出された「議案第32号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」と同趣旨ではあるものの、その達成手法が異なる対案であります。

そもそも、この太陽光発電施設の規制に関する条例、いわゆるメガソーラー規制条例とも呼ばれる条例案は、第二の白旗山をつくらせないためにどうすべきか、同僚議員と勉強会を重ねた上、令和4年3月に、議員提出議案として、今回と同じ「飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」として提案しておりました。

白旗山のメガソーラーに地域住民はずっと悩まされ続け、今に至ります。議会にも請願が出され、可決。市長も住民合意がない開発はすべきではないという意見書を県に提出していただきましたが、開発は進み、住環境は一変しました。

森林法の開発許可の仕組みでは、メガソーラーを止めるには力不足でした。そのような状況をどう打開するのか。第二の白旗山を出さない、つくらせないためにはどうしたらよいか。白旗山の地域住民に何ができるのかを令和3年夏以来、半年間議論して、その問いに対する一つの答えとして、他自治体のように条例による規制を提案したのが、前回の条例案です。しかし、その条例案は1年間審議をしたものの、令和5年3月議会でも継続審査となり、廃案となりました。

この審議の際、市が主張していたことは、私どもの提案した条例案が財産権の侵害となるおそれがある。また、太陽光発電設備の規制については、飯塚市自然環境保全条例で対応できるので、条例は不要だというものでした。それから考えると、今回、協働環境委員会の審議の中で、市側

が太陽光発電設備の規制に関する条例が必要だと考えたこと、そして、条例提案まで至ったことは評価すべきことだと考えています。しかしながら、市長提案の「議案第32号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」には幾つか不十分な点があると私もは考えています。

ここでは大きく3点を指摘します。1点目は、その有効性です。飯塚市は白旗山という痛い思いをしているのに、市長の提案された条例案では、1千平米以上のみを対象とした届出制であり、維持管理の状況の報告義務もありません。現行法では、条例を含めた関係法令の規定に違反した場合などに、FIT・FIP交付金の一時停止、返還命令、さらには認定取消し等を講じることとなっており、事業者としては大きな経済的ダメージを受けることから、事業者が条例を守ろうとする効果が期待できますが、市長提案の条例では、この点も効力が弱いと言わざるを得ません。必要な要件、書類を満たしてさえいれば提出するだけで届出は完了します。市は許可制は困難だと言いますが、全国でも多くの自治体が許可制を採用しており、地方自治研究機構のホームページによると、その数は59自治体に上ります。町や村のレベルでも許可制としている自治体があることを考えると、許可制を採用し、有効性を高めるべきと考えます。また、その規模についても市長の提案は1千平米以上の太陽光発電設備が対象としており、例えば、禁止区域であっても1千平米未満の設備であれば対象となりません。県レベルの条例である和歌山県、宮城県、長野県では50キロワット以上を対象としており、地方自治研究機構のホームページによると、面積にして50平米から100平米以上が相当だということを考え合わせると、規制は緩いと言わざるを得ません。

2点目は、市長提案の条例案では、現在ある太陽光発電設備は対象外と思われます。市民生活を守るためには、現在ある太陽光発電設備についても規制対象とすべきと考えています。

3点目は、協定の締結についてであります。市長提案の条例案第15条には次のようにあります。「事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するにあたり、太陽光発電事業を実施する前に、災害の発生の防止及び生活環境の保全に関する事項等について、周辺関係者と協定を締結しなければならない。ただし、規則で定める理由により、協定を締結することが困難な場合は、この限りでない」とあります。また、委員会の質疑の中で、「今回、私どもの条例では、最終的に協定書を結ばないと事業ができないというところまで規定をしております」と言われています。この周辺関係者との協定を義務づけている点がこの条例の一番の特徴とも言えるのですが、この協定を結ばないと事業が実施できないということは、ある意味、周辺関係者が事業をやっているかどうか決める権限を持つということになります。言わば、協定の締結を条件とした許可制と言えるかと思います。住民の機嫌を損ねたら長期間にわたって事業ができないことすらあり得ます。これは事業者にとって悪夢かもしれません。また、協定を結ぶ対象は周辺関係者ですが、その定義は「事業区域が所在する自治会（事業区域に隣接する自治会を含む。）の区域に居住する者をいう」とされています。例えば、事業区域が所在する自治会が立岩で、事業区域と隣接する自治会が川島だったとすると、立岩自治会の区域に住んでおられる方が、2024年1月1日現在では4362人、川島自治会の区域に住んでおられる方々が1754人おられますが、その合計6116人の全員と協定を結ぶのでしょうか。それとも、2人の自治会長だけが締結すればよいのでしょうか。自治会への加入率が5割を切る現在において、それが妥当なのか疑問ですし、さらに言うと、その場合、この協定の締結をめぐる住民の中で分断が起こることすらあり得ます。また、この周辺関係者は、協定の締結の当事者であるだけでなく、第4条第2項の事業者の責務で定める良好な関係を構築する相手方であり、第12条の説明会の対象でもあります。住んでいなくても、近隣の土地及び建物の所有者、近隣の企業や各施設関係者なども対象とすべきではないかといった問題点もあります。さらに、飯塚市自然環境保全条例では、協定の締結に関して、市長は双方または一方から申出があったときは調整を行うという規定がありますが、市長提案の条例にはありません。

以上、大きく3点を指摘しましたが、その他にも気になる点があったことから、立法府である

議会の一員として、私どもなりの提案を対案として提出させていただきました。この条例は、市民にとっても事業者にとっても大きな影響がある条例です。慎重審議の上、ぜひ、可決いただきますようお願いして、提案理由説明とさせていただきます。

○副議長（兼本芳雄）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

提案理由の説明ありがとうございました。ちょっといろいろな意味で頭が痛いので短くできたらと思いますけども、この条例案ですが、事前に、執行部等に相談等はされたのか、まず、お聞きしたいです。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

今回の案について、相談はしておりません。ただ、私ども飯塚みらい会と有和会の会派、共同で12月13日に要望書というものを提出させていただいております。その中で、この条例についてもまだ問題があると思うので、ぜひ、その点について協議をさせていただきたいというふうな申入れをしておりましたが、それについては、残念ながらお声かかりがなく、やっていないところであります。

○副議長（兼本芳雄）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

この実務に関してやるのは職員だと思うんですけども、その確証がないまま、今、議会に放り込んできたような状況だと思うんですが、実務に関して、ちょっと厳しくなっていると思うんですよ、届出制から許可制。そこら辺は確認しないまま、我々はジャッジすることになるんでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

届出制、許可制の点ですが、先ほど提案理由の説明の中でも申しましたが、地方自治研究機構のホームページによると許可制を取っているのは59自治体に上ります。そして、町、村のレベルでも許可制を採用している事例がございます。そういうことを考えると、十分この点については可能だと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

8番 藤堂 彰議員。

○8番（藤堂 彰）

59自治体と飯塚市がやれるかどうかというのは、私はそのジャッジができないので、議会に放り込まれて、仮に可決したとして、何か責任は取れないなというのが一つあります。そこら辺は付託される委員会で話し合ってくれるのだらうとは思いますが、まず一点、実務に関して確証がないのに、何で条例として上げてきたんだらうというのが、私としてはクエスチョンでした。

もう一点、委員会で2年間やってきたと思うんですけども、同じ会派に提出者もいらっしゃる中で、「許可制にしろ」とか、「広さももう少し小さくしよう」とか、そういう発言等を促すようなことはされてきたんでしょうか。委員会で発言してもらうように伝えるみたいな、そういうのはしてこられたんでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1 番 江口 徹議員。

○1 番 (江口 徹)

私がしたかどうかで言うと、それについては一部しております。

○副議長 (兼本芳雄)

8 番 藤堂 彰議員。

○8 番 (藤堂 彰)

まず、原課にもちょっと確認したんですけど、委員会で発言が多分なされていなかったのではないかなと思うんですよね。委員会は大事な民主主義の場だと思っているんですけど、2年間そこでやってきて、また、何も相談もしないまま、何でこのタイミングでこういうものを持って来るのだろうかというのが率直な僕の意見でして、これって建設的にいくと、修正案とかそういうものでよかったのではないかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○副議長 (兼本芳雄)

1 番 江口 徹議員。

○1 番 (江口 徹)

形として非常に違うので、修正案ではなく対案として提出させていただいております。

○副議長 (兼本芳雄)

8 番 藤堂 彰議員。

○8 番 (藤堂 彰)

多分、僕、協働環境委員ではないので、仮に僕が協働環境委員だったら、きれっているかもしれない案件だと思うんですよね。2年間やってきて放り込まれて、「どういうこと」と。そうではない僕が、今、結構、言葉を選びますが、委員会は、結構、民主主義として大事な場だと思っているんですけど、何かそれをないがしろにされた感があるんですよね。なので、これはもう内容ではなくプロセスの観点で、きちんと実務としてやれるのかどうか確認を取って、我々に対して上げてくるのが筋だったのではないかなというのを最後意見して終わります。ありがとうございました。

○副議長 (兼本芳雄)

7 番 藤間隆太議員。

○7 番 (藤間隆太)

意見ではなくて、本当に純粋な質問1個だけです。自治体の数が全国1700、1800ぐらいある中で、59採用していらっしやると話がございました。この中で、村や町も採用しているというところで、例えば、できる限り小さい村とか町とかで、ここがこういうものを採用しているんだと、ちょっと勉強しておこうかと思うんですけど、この採用している村とか町について、二、三教えていただいてもいいですか、勉強しておきます。

○副議長 (兼本芳雄)

1 番 江口 徹議員。

○1 番 (江口 徹)

その分に関しては、先ほど紹介いたしました、地方自治研究機構というところがございます。そのホームページを見ていただいたら、太陽光発電設備の規制に関する条例というページがございます。ここに、今、この地方自治研究機構が把握している条例については全て出ております。その中で、この中の真ん中から下ぐらいに、許可制を取っているのはどのぐらい、届出制を取っているのはどのぐらいというふうな部分でも書いてございます。ぜひ、そちらのほうで確認していただきましたと思います。今、ぱっと、どこがあったかというのをちょっと探しきれないので、そちらのほうでご確認ください。

○副議長 (兼本芳雄)

ほかに質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど、市長提出議案について質問をいたしました。江口議員の議員提出議案が、乱開発を規制するという点において、市長提出議案と目的が同一で手法が異なるということでしたけども、一つお尋ねしたいのは、重なる部分はもう外しますけど、許可制度にしたのは、「よその町が」と言うのはその町の事情でしょうから、飯塚市において許可制度にしたのはどういう判断でしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

先ほども提案理由の中でもお話ししましたが、飯塚市は白旗山という痛い経験をしております。その中で、やはり、どうにかして止める手段を持つべきだと私どもは考えました。維持管理の部分等もごさいます。維持管理をうまくやっていないときに、それに対してきちんとチェックをして、お金の流れを止めることができるというのは、許可制のほうが強いということも併せて許可制を採用させていただきました。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほどから、提案理由のところから少し気にはなっておるんですけど、白旗山メガソーラー乱開発をストップする、2014年からですから、10年に及ぶ戦いについて教訓の深め方が少し違うのではないかとということがあるわけです。例えば、先ほど紹介があった再エネ法で来るわけでしょう、推進でしょう。森林法、林地開発についても、これは推進なんですよね。森林法は規制法ではありませんので。そういう状況の中で、法的に言えば、ほとんど唯一というか、大本にあるのは憲法第13条の幸福権の追求があると思うけれども、市の手元にあるものとしては自然環境保全条例だったんですよ。これが唯一と言ってもよいと思う規制法だったわけですよ。これが「市と市民が連携をし」という角度でどこまで成熟していったかというのは考える必要があるかなと。

この利潤第一で自然環境破壊、地域住民にどれだけ苦勞を押しつけても構わないと。地球の裏側の投資家がこの事業をやっているわけですからね。そういう者との闘いという点で言えば、法的には、やはり、自然環境保全条例が一番重要で、戦い方としては、ここでは利益が上がらないというのを投資家に分かってもらうというようなことだったと思うんです。その点で言えば、このことを明らかにする上では、自然環境保全条例に基づく手続の中で、時間が我々の味方だったと思うんですよ。時間をかけることによって、もうここではもうけが取れないと思えば、撤退していくことになったと思うんですけど。

これがなぜできなかったのかということ、自然環境保全条例の責任ではないんですよ。例えば、私たちは住民と連携して、議会も反対決議を上げました。市のほうは、2015年に、早くも6月議会で当時の齊藤守史市長が、危険なものはやめてもらいたいと、住民同意のない工事は困りますというふうに言ったんですよ。（発言する者あり）それで、そういう戦いになっているのに、そこからまちづくり方針との整合性が図られないという意見書を出したではないですか、林地開発の照会に対して。そのときであろうことか福岡県は飯塚市長の意見書を改ざんして森林審議会に出したのを覚えてありますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

覚えております。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それで、それも暴きましたよね。みんなで傍聴に行っていたから。何で改ざん文書を出すのかと。そしたら、その後、本物を出しました。だけど、森林審議会は、これでいいですよということで開発許可を出してしまったんですよ。そのたびごとに、飯塚市は、ちょっと待て、ちょっと待てということで、意見を言っていきます。これは、自然環境保全条例があったからなんですよ。昨日の筑穂の土砂の問題で、ものを言いませんという態度を取っていましたが、当時、2017年だけど、片峯市長は当時の一条工務店の社長に面会を申し入れたんですよ。何でそんなことできたんですか。手紙を出したでしょう。これは自然環境保全条例があったからです。市と市民の連携と、そして、市の責務が明確に書いてあったし、事業者の責務も書いてあったでしょう。

質問しますが、事業者の責務のところ、自然環境保全条例にはこう書いてあるんですけど、第4条で「事業者は、必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない」と書いてあるんですよ。だから、いろいろ言いやすかったんですよ。ところが、それを多分承知の上だと思いますけど、江口さんの提出の議案には「必要な措置を講じなければならない」となっているわけです。つまり、事業者は市が実施する施策に協力しなければならないというところをあえて削除しているように思うわけですね。これはどういう趣旨なんですか。

○副議長 (兼本芳雄)

1番 江口 徹議員。

○1番 (江口 徹)

この部分に関しては、事業者の責務、第5条第2項に関しては、今回、市が提案した条例の中から引用して付け加えました。前回の提案の分から加えました。それ以外に関しては前回の提案と一緒にございます。前回の提案は、神戸市の条例、また、大阪府が示したひな形をベースにつくっておるものでありまして、大異があるものではございません。

また、あともう一つ付言するならば、自然環境保全条例については、私もこれができるときは非常に大切な条例だったかと思いますが、残念ながら、メガソーラーを止めることに関しては、森林法同様、こちらについてはちょっと力不足であったと考え、別途、太陽光発電設備に特化した条例案を提出させていただいたところであります。

○副議長 (兼本芳雄)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

市の自然環境保全条例は、13年に及ぶ筑穂の産廃の戦いの中から、最高裁まで行くでしょう。あの戦いの中で生み出されたのがこの条例の元となるものです。住民、それから当時は町ですけど、戦いの中からこれは生み出されていますよね。一方、今、江口さんが自分でおっしゃったんですけど、大阪府で〇〇町、〇〇市条例というようなひな形が広がりましたが、当時、大阪でどんなメガソーラー反対の戦いがあったのでしょうか。それから、神戸市においてどうだったのでしょうか。それは実際の戦いと結びつかない状態での条例ではなかったのではないですか。だから、そういった点でいえば、戦いの中から生み出されたこの文言と、今、それを外している江口議員の提出議案との関係でいえば、そこのところを注目しなければならないのではないかなと。

それで、質問です。許可制度は、許可しなければ市の責任で、仮に住民運動がなくてもストップできるのかというように誤解するでしょう。標準行政期間があるではないですか。許可申請から、どれぐらいの間に許可しなければならないか、江口さんは知っているでしょう。

○副議長 (兼本芳雄)

1番 江口 徹議員。

○1番 (江口 徹)

多分、行政手続法でいう標準処理期間だと思います。それについては存じております。

○副議長（兼本芳雄）

会議時間を午後7時まで延長いたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

特別な事情がないにもかかわらず、許可申請があったものを「もうちょっと待ってください」、「もうちょっと待ってください」と時間をずっと引き延ばせば訴えられる可能性があるでしょう。ないですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

理由なく引き延ばせば、当然のことながら訴えられる危険性はあると思います。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

標準期間は何日ですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

この条例については、まだそこら辺については、決めておりません。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはこの条例で決めるものではないでしょうか。90日ではないのですか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

標準処理期間を決めるのは行政側の仕事でありまして、90日と決まっているわけではありません。今回の太陽光発電に関する規制条例を見ても、私どもの市ではおよそ4か月かかりますというところもあつたりしますし、そこは様々であると考えています。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

いずれにしてもその期間を超えて許可が出ない場合は、不許可もあるかもしれないけど、出ない場合は、訴えていく可能性がありますよね。ありませんか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

そのことはあり得るかと思いますが、片一方で、市側が提出している条例についても同様の危険性はあるかと思っています。

○副議長（兼本芳雄）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

許可申請をすれば、一般に決められた期間内に決定しなければなりません。それをしないと訴えられる可能性はあります。不許可にしても訴えられる可能性はあるのだけど。ところが、届出制の場合は、届けたらすぐ造られるのではないかと思ったりするではないですか。しかし、時間

が我々の味方なんですよね。市と市民が連携して、届出制の下で、順番があるでしょう。住民説明会は1回で終わりませんよね、1回と書いていないから。FIT法は、住民とのコミュニケーションの努力義務を課しているでしょう。努力するだけかというわけにはいかないですよ、義務ですから。ですから、住民説明会を求められたら何度もしないといけないし、それから、工事が終わったら終わりとかいうわけでもないんですよ。事業をやっている間中はずっとコミュニケーションの努力義務が生じるでしょう、これはFIT法ですよ。それからいうと、届出制に基づいて市の条例で順番にこの仕事をしていけば許可決定する必要がないから、ずっと条例のとおり、説明をしてください、住民は納得していません、市長も分かりませんと。

乱開発の要素があるときには、分からないことがあるから乱開発になるわけでしょう。だから、ずっと時間が市民と市を味方するわけですよ。そういった点でいえば、許可制というのは、一見「そうか」と、市長が不許可にしてくれたらいいなと思ったりするけど、実は、許可制というのはそういう危険性を持っていて、市と市民が連携するという流れの中で、届出制にするのが力があるのではないかと。本当は自然環境保全条例はそういう力を持っていたんですよ。ところが、様々な力関係の中で、今日に至っているわけだけど。

だから、自然環境保全条例が役に立たなかったという総括はうまくないなと。許可制について私の理解はどうか、間違っていますか。

○副議長（兼本芳雄）

1番 江口 徹議員。

○1番（江口 徹）

許可制に対する理解に関しては、私と川上議員ではちょっと違うのかなとは思いますが。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午後 5時58分 休憩

午後 5時58分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は、議案付託一覧表のとおり、協働環境委員会に付託いたします。暫時休憩いたします。

午後 5時58分 休憩

午後 5時59分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。提出されております請願が4件あります。請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第9号」は協働環境委員会に、「請願第10号」は議会運営委員会に、「請願第11号」は総務委員会に、「請願第12号」は協働環境委員会にそれぞれ付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 5時59分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 25名 )

1番	江口	徹	16番	土居	幸則
2番	兼本	芳雄	17番	吉松	信之
3番	深町	善文	18番	吉田	健一
4番	赤尾	嘉則	19番	田中	博文
5番	光根	正宣	20番	鯉川	信二
6番	奥山	亮一	21番	城丸	秀高
7番	藤間	隆太	22番	秀村	長利
8番	藤堂	彰	23番	小幡	俊之
9番	佐藤	清和	24番	金子	加代
10番	田中	武春	26番	瀬戸	元
11番	川上	直喜	27番	坂平	末雄
14番	石川	華子	28番	道祖	満
15番	永末	雄大			

( 欠席議員 1名 )

13番	田中	裕二
-----	----	----

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石記人

議会事務局次長 上野恭裕

議事総務係長 安藤良

書記 林里美

議事調査係長 淵上憲隆

書記 宮山哲明

書記 奥雄介

◎ 説明のため出席した者

市長 武井政一

副市長 久世賢治

副市長 藤江美奈

教育長 桑原昭佳

企業管理者 石田慎二

総務部長 許斐博史

行政経営部長 福田憲一

市民協働部長 小川敬一

市民環境部長 長尾恵美子

経済部長 兼丸義経

こども未来部長 林利恵

福祉部長 東剛史

都市建設部長 大井慎二

教育部長 山田哲史

市民協働部次長 内田博茂

公営競技事業所長 松尾修二

経済政策推進室長 早野直大

都市建設部次長 中村章

企業局次長 今仁康

契約課長 山本直樹

総合政策課長 小西由孝

財政課長 松本一男

医療保険課長 鐘ヶ江孝二

環境整備課長 尾形彰貞

公営競技事業所副所長 木村尊治

商工観光課長 原野正俊

農林振興課長 古江敬輔

健幸保健課長 林寛侍

農業土木課長 田中勝之

教育総務課長 梶原康治

企業管理課長 田中善広

上水道課長 大庭宗嗣

下水道課長 西岡真結

住宅課長補佐 大谷剛